

△認定事項第2号 令和3年度枕崎市国民健康保険特別会計歳入歳出決算
△認定事項第3号 令和3年度枕崎市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

○委員長（沖園強） 本日の決算特別委員会を開きます。

本日から、特別会計及び企業会計の決算審査に入ります。

まず、認定事項第2号令和3年度枕崎市国民健康保険特別会計歳入歳出決算及び認定事項第3号令和3年度枕崎市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は関連がありますので、一括議題といたします。

当局に説明を求めます。

○健康課長（西村祐一） 認定事項第2号令和3年度枕崎市国民健康保険特別会計歳入歳出決算、認定事項第3号令和3年度枕崎市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の概要について、御説明いたします。

まず、認定事項第2号令和3年度枕崎市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について申し上げます。

決算報告書の1ページをお開きください。

令和3年度の当初予算は34億9,856万円で、令和2年度と比較して約4.8%の減となり、その後2回の補正を行い、最終予算現額は36億0,997万9,000円となりました。

歳入におきましては、調定総額35億7,729万5,000円に対し、収入済額35億4,341万8,000円となり、不納欠損額が516万1,000円、収入未済額が2,871万6,000円となりました。

歳出につきましては、予算現額36億0,997万9,000円に対し、支出済額35億2,423万円で、不用額が8,574万9,000円となり、歳入歳出差引額は1,918万8,000円となりました。

歳入の主なものにつきまして申し上げます。

報告書の11ページをお開きください。

国保税の関係につきましては、後ほど税務課長から御説明いたします。

次に、12ページをお開きください。

県支出金につきましては、保険給付費等交付金の普通交付金は、歳出における保険給付費の全額を支払うために県から交付されるもので、予算現額26億7,530万5,000円に対し、26億1,004万9,800円の交付となりました。

特別交付金につきましては、保険者努力支援分、特別調整交付金分、都道府県繰入金2号分、特定健康診査等負担金の合計で、予算現額1億0,768万6,000円に対し、1億2,466万5,000円の交付となりました。

次に、13ページを御覧ください。

繰入金のうち、他会計繰入金につきましては、予算現額3億3,120万7,000円に対し、3億0,360万9,568円の繰入れとなっており、令和2年度と比較して6,522万6,069円の減となっています。減となった主な理由は、その他一般会計繰入金の7,000万円の減などによるものです。

基金繰入金につきましては、広域化等支援基金償還金の支払い財源として1,600万円を繰り入れました。

繰越金につきましては、予算現額1,090万9,000円に対し、1,090万9,409円となりました。

次に、14ページをお開きください。

雑入の一般被保険者第三者納付金につきましては、調定額494万6,358円に対し、収入済額494万6,358円、一般被保険者返納金につきましては、調定額7万5,642円に対し、収入済額7万

5,642円となりました。

15ページを御覧ください。

歳出の主なものについて申し上げます。

歳出の構成比につきましては、保険給付費74.3%、国民健康保険事業費納付金23.2%で、合わせて97.5%を占めています。

このうち、保険給付費につきましては、26億1,914万6,947円の支出で、令和2年度と比較して、一般被保険者の療養給付費で3.8%、療養費で0.1%いずれも増、高額療養費で0.6%減となっています。

これを被保険者1人当たり療養給付費で比較しますと、令和2年度より一般被保険者は5.6%増の40万0,784円となっています。

また、年間平均被保険者数は、令和2年度より99人減の5,582人となりました。

次に、16ページをお開きください。

国民健康保険事業費納付金につきましては、市町村が支払う保険給付費の全額を県が保険給付費等交付金として交付するため、その財源として、県が市町村から徴収する納付金であります。

県は、県全体の保険給付費等を推計し、それを賄うための必要額を市町村ごとの医療費水準と所得水準などに応じて案分し、各市町村の納付金額を決定します。

令和3年度の算定におきましては、本市の医療費水準を示す医療費指数は約1.285となり、医療給付費分として6億1,266万8,144円、後期高齢者支援金等分として1億5,661万4,477円、介護納付金分として4,860万7,186円の合計8億1,788万9,807円を納付しました。

次に、17ページを御覧ください。

保健事業費につきましては、特定健康診査等の事業に要する経費として1,467万3,821円を支出しました。

疾病予防費につきましては、人間ドック補助等に要する経費として604万4,482円を支出しました。

医療費適正化特別対策事業及び保健事業費につきましては、従来から実施している医療事務の資格を有する会計年度任用職員2名によるレセプト点検のほか、重複受診等訪問指導委託事業、糖尿病重症化予防事業、特定健診未受診者勧奨事業などに要する経費として1,123万6,515円を支出しました。

公債費につきましては、広域化等支援基金償還金として1,600万円を支出しました。

最後に諸支出金につきましては、保険税還付金106万0,389円、還付加算金6,000円、償還金1,193万2,479円、直営診療施設勘定繰出金231万円の合計1,530万8,868円を支出しました。

○税務課長（鮫島眞一） それでは私のほうからは、令和3年度の国民健康保険税の決算について御説明申し上げます。

決算報告書の11ページになります。

令和3年度の国民健康保険税は、当初予算において現年課税分4億3,952万7,000円、滞納繰越分972万1,000円、合計4億4,924万8,000円を計上いたしました。

年度中の補正は、令和4年3月議会に提出しました補正予算第2号において、現年課税分について1,503万5,000円を増額、4億5,456万2,000円とし、滞納繰越分を40万6,000円減額し、931万5,000円とする補正を行いました。

これにより令和3年度最終予算現計は現年・滞納繰越合計で4億6,387万7,000円となっております。

収入済額は、現年課税分が4億5,887万4,500円、滞納繰越分が1,043万8,587円、合計で4億6,931万3,087円となり、予算現額に対し543万6,087円の増となりました。

調定額に対する収納率は、現年課税分が97.8%で、対前年度比0.4ポイントの下落、滞納繰越

分が30.8%で、対前年度比2.1ポイントの上昇、全体では93.3%で、前年度より0.6ポイント上昇いたしました。

県下19市における順位は、引き続き1位を継続できております。

今後におきましても、厳しい納税環境の中ではございますが、税負担の公平という観点からも滞納処分の強化等をさらに徹底しながら、繰越額の縮減と収納率の向上に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○健康課長（西村祐一） 次に、認定事項第3号令和3年度枕崎市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について申し上げます。

決算報告書の1ページをお開きください。

令和3年度の当初予算は3億6,555万6,000円で、その後1回の補正を行い、最終予算現額は3億6,746万3,000円となりました。

歳入におきましては、調定総額3億6,098万2,000円に対し、収入済額3億5,980万8,000円となり、不納欠損額10万9,000円、収入未済額が106万5,000円となりました。

次に、歳出につきましては、予算現額3億6,746万3,000円に対し、支出済額3億5,755万8,000円で、不用額が990万5,000円となり、歳入歳出差引残額は225万円となりました。

次に、歳入の主なものにつきまして申し上げます。

報告書の10ページをお開きください。

後期高齢者医療保険料の関係につきましては、後ほど税務課長から御説明いたします。

一般会計繰入金につきましては、事務費繰入金及び保険基盤安定繰入金として、1億1,731万6,805円の繰入となりました。

次に、歳出の主なものを申し上げます。

12ページをお開きください。

総務費は事務経費として217万5,167円を支出しました。

後期高齢者医療広域連合納付金は、保険料と延滞金を合わせて2億4,021万2,648円と基盤安定負担金1億1,443万3,805円を納付しました。

○税務課長（鮫島眞一） 令和3年度の後期高齢者医療保険料の決算について御説明申し上げます。

決算報告書の10ページでございます。

令和3年度の後期高齢者医療保険料は、現年度分・滞納繰越分合計で予算現額2億4,708万9,000円に対し、収入済額は2億3,992万7,800円で、予算現額に対しては716万1,200円の減となりました。

調定額に対する収納率は、現年度分が99.6%で、対前年度比0.2ポイントの下落、滞納繰越分が64.6%で対前年度比8.9ポイント増となり、全体では99.5%と対前年度比0.3ポイントの下落となりました。

今後とも、収納率の向上に努めてまいりたいと考えております。

○健康課長（西村祐一） 以上、主な点のみ申し上げましたが、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

○委員長（沖園強） ただいま説明がありました。委員の質疑に際しましては、ページや事業名をお示しの上、質疑されるようお願いいたします。

また、質疑の趣旨等、分かりづらいものについては、確認のための反問を許可いたしますので、明確な答弁をお願いいたします。

それでは審査をお願いいたします。

○10番（下竹芳郎） 報告書の3ページなんです。この人間ドック補助178人、令和2年が164人ですが、コロナ前の3年間の数字というのは分かりますでしょうか。

○健康課長（西村祐一） 平成29年度が190人、平成30年度が202人、令和元年度が195人、令和2年度が164人、令和3年度が178人となっております。

○10番（下竹芳郎） コロナ禍なんですけど、そんなに極端に減っているわけではないんですが、令和3年度において、この人間ドック補助というのは、健康課として何人が目標という目標値はあったんですか。

○健康課長（西村祐一） 人間ドック助成への実施のお知らせにつきましては、4月号の広報まぐらぎきにチラシを折り込んでおり、その中で募集人数としまして、人間ドックが150人、節目ドックが100人、合わせて250人という形で見込んでおりました。

○10番（下竹芳郎） 250人の目標で178人にとのことですね。この去年の令和3年度の受診で、異常とか再検査とか分かった人はいるんですかね。それは分かりますか。

○健康課長（西村祐一） 個人のドックの結果につきましては、結果の提出を求めておりませんので、異常、正常というのは把握しておりません。

○10番（下竹芳郎） ある程度、歳が行けば病気になりやすいので、人間ドックの周知とか啓発とか、よろしくをお願いします。

○13番（清水和弘） 事業成果の部分のこの3ページなんですけどね。

特定健康診査等事業費なんですけど、これまで地域別でですね、受診者数っていいですか、提示しとったと思うんですけど、これはどうなってるんですか、今の状況は。前は資料が出とったと思うんですよ。

○健康課長（西村祐一） ただいまの質疑につきましては、まだ法定報告を終えていませんので、現在のところはまだ3年度の地区別が出ていないのですが、今後またそれを出しまして、上位の地区公民館のほうには表彰を行っていきたいと考えております。

○委員長（沖園強） 資料等につきましては、要求があったもののみ提出されておりますので、そのつもりで御質疑をお願いします。

それと、委員の皆さん、今、一括で後期高齢まで審査しておりますので、どちらか国保のほうか、後期かというようなお示しをしていただきたいと思います。

○13番（清水和弘） 続けてなんですけどね、やっぱり各集落のことを表に出してすることによって、この枕崎の健康につながるといいますからね、これはぜひとも表にして各集落に配布をするなりですね、これはもう要望しておきます。

○2番（眞茅弘美） 国民健康保険のほうで、今同じく3ページなんですけども、真ん中ほどの特定健康診査の受診率が5.5ポイント増えまして45.0%と記載されておりますが、これ人数にしたら何名になりますか。

○健康課長（西村祐一） ただいま2番委員のほうからもありましており、令和3年度の特定健康診査の受診率は前年度から5.5ポイント上がりまして、45.0%の見込みとなっております。

集団健診の受診者につきましては、法定報告ベースで前年度比204人増の892人ということになっております。

○2番（眞茅弘美） 令和2年度はコロナの影響もありまして減少しておりましたが、また増えていくのではないかと考えております。

それとですね、医療機関で健診される方からの情報提供があると思うんですけども、そちらの人数が分かりますか。

○健康課長（西村祐一） 医療機関からの情報提供の件数につきましては340名ということで、前年度と比較しますと1名の減ということになっております。

○2番（眞茅弘美） 人間ドックとか健康診断ですね、こういうのは予防としまして大変重要かと思っておりますが、全体的に見て何割ぐらいの方が健康診断、人間ドックなりを受けていらっしゃるか、そういう数字は分からないですかね。

○健康課主幹兼保険医療係長（川野優治） 特定健康診査と人間ドックの数字も特定健診の受診率に反映されていますので、見込みが45%になります。

○2番（眞茅弘美） 分かりました。

あとですね、2ページの保険給付費、先ほどの被保険者数、令和2年度より99人減少し5,582人とありますが、これ1人当たりの医療費が分かりますか。

○健康課長（西村祐一） 本市の1人当たり医療費につきましては、令和3年度の見込みが54万6,550円となっております。これにつきましては、2年度が51万8,588円、元年度が52万7,496円ということで、3年度につきましては増加しているということです。

○9番（立石幸徳） 各費目、項目ごとにもお尋ねしたいことありますけど、まず全体的に2ページですね、国保のほうなんですけど、上から5行目ですね。

前年度に引き続き1,918万8,000円の黒字になりましたと。ところが、その他一般会計繰入金を決算として6,000万、いわゆる法定外繰入れを3年度もやった上での1,900万ぐらいの黒字。実質申し上げると、4,100万ぐらいの赤字ですよ。

他会計から繰り入れて、こうして歳入歳出を差し引いて1,900万の黒字と、こういう表現の仕方が私はいかがなものかっていう気にはなるんですが。

そういう状況の中で、まず確認したいのは、これまで令和3年度までずっと国保の当初予算にですね、計上していたいわゆる歳入欠陥補填収入、令和4年度の本年度から項目を消したんですけども、令和3年度の場合はその他会計繰入れが1億円で、歳入欠陥補填収入の令和3年度は3,101万3,000円計上しとったんですよ。

この今、決算書を見ると、予算現額のところで、その他一般会計繰入金が8,700万ぐらいですか、減額がですね。この1,300万の差は、年度途中で何か補正をしたんでしたっけね、3年度国保。

○健康課長（西村祐一） 2号補正で行っていると思います。

○9番（立石幸徳） 2号補正で補正額は幾らだったんですかね。引き算をすれば出るんでしょうけれども、非常に端数が出るような金額だもんだから。

○健康課長（西村祐一） 2号補正で1,268万3,000円の減額ということになっております。

○9番（立石幸徳） その2号補正のときお尋ねすればよかったんでしょうけれども、ちょっと私もミスしているんですが、こういったその他一般会計繰入れを非常に1,268万3,000円ですか、こういった補正をする事情ちゅうのはどういった事情だったんですか。何千万とかいうような形の切りのいい金額じゃなくて、当初で1億出しとったのを2号補正はいつの時期ですかね、時期とその金額がなぜこういう補正になったのかちょっと以前のことですけれども、もう一回復習をさせていただきたいと思うんですが。

○健康課長（西村祐一） 2号補正は3月議会で上程しております。（「最終補正」と言う者あり）最終補正です。

こちらにつきましては、保険給付費等交付金の補正が1億1,868万9,000円増額しておりますので、そういった歳入歳出のバランスを取る意味で端数が出ているという形になっております。

○9番（立石幸徳） それで、全体的な結論から言うと、この13ページのその他一般会計繰入金に出ているように、6,000万円は令和3年度の決算上も繰入れをせざるを得なかったというそういう決算ですね。ですから、当初申し上げたように、赤字ですよこの分はですね。

同じくその12ページのほうのですね、特別交付金の関係ですね。この中で、特別交付金いろいろな項目があろうかと思うんですが、保険者努力支援、この部分は収入済額1億2,400万ぐらいのうち、保険者努力分は幾らなんですか。

○健康課長（西村祐一） 決算報告書の12ページの説明のところに、特別交付金の内訳を書いております。保険者努力支援分につきましては、1,560万8,000円ということになっております。

○9番（立石幸徳） この保険者努力支援分の近年の本市の金額の動向ちゅうのをちょっと教えてくれませんか。

○健康課長（西村祐一） 先ほど、保険者努力支援分1,560万8,000円と申し上げました。この中には事業費分も含まれておりますので、取組評価分の数値の推移について申し上げたいと思います。平成30年度からでよろしいでしょうか。——平成30年度が909万5,000円、令和元年度が1,080万9,000円、令和2年度が1,129万7,000円、令和3年度が1,080万8,000円、令和4年度が980万9,000円、こういった推移になっております。

○9番（立石幸徳） 凸凹があるんですけども、国のほうは保険者努力支援っていう意味では非常に力を入れているんじゃないかと思うんですけど、保険者努力支援の算定の根拠になるちゅうか、どういうことを算定されてこういう金額を出すんですかね。

○健康課長（西村祐一） まず、保険者共通の評価指標といたしまして、特定健康診査、特定保健指導の受診率、メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率、それから特定健診、特定保健指導に加えてその他の健診の実施や、健診結果等に基づく受診勧奨等の取組の実施状況、生活習慣病の発症予防・重症化予防の取組の実施状況、広く加入者に対して行う予防・健康づくりの取組の実施状況、加入者の適正受診・適正服薬を促す取組の実施状況、後発医薬品の使用促進に関する取組の実施状況、それから国保固有の評価指標が6つほどありまして、収納率向上に関する取組の実施状況、医療費の分析等に関する取組の実施状況、給付の適正化に関する取組の実施状況、地域包括ケア推進・一体的実施の実施状況、第三者求償の取組の実施状況、適正かつ健全な事業運営の実施状況、以上になっております。

○9番（立石幸徳） 非常に細かい評価の項目がたくさんあるみたいですけど、保険者努力がなされているかどうかというのを、他市とあるいは県内各市でですね、枕崎市がどの程度努力しているかというのを評価する場合には、単純に支援の金額だけでは比較できないと思うんですけども、枕崎がどれほど保険者努力をしているかという評価する面では、どういったことから評価できるんですか。

例えば県内ではこの保険者努力を非常に頑張っていますよという、あるいは足りないとかいう面の評価はどういう形でなされるんですか。

○健康課主幹兼保険医療係長（川野優治） 保険者努力支援制度につきましては、平成30年度から開始されています。そのときの状況を申しますと、19市で3位と高い位置にあったんですが、年々評価指標の内容が変わってきております。法定外の取組状況や介護保険との一体的実施などの指標が入ってきた関係で、19市での順位も下がってきている状況です。

ただ、取組状況については、保健事業の関係など他市に負けていないと思っております。

○9番（立石幸徳） 今、係長の説明があったけど、19市の中で下がってきているちゅうんですけど、当初平成30年ですか、19市のうち3位が今何位になっているんですか。

○委員長（沖園強） 9番、指名があってから発言してください。

○健康課主幹兼保険医療係長（川野優治） 30年度からの本市の順位を申し上げます。

平成30年度が3位、令和元年度が5位、令和2年度が6位、令和3年度が9位、令和4年度が14位となっております。

○9番（立石幸徳） その保険者努力をしているというのが、はっきり言ってどんどん他市と比べると足りないちゅうか、遅れてきているというこういう実情ちゅうのはやっぱり、ただどんどん落ちていくのを眺めとったんじゃない、国保の状況ちゅうのは私はよくなると思うんですよ。

その辺をもう少し詳細にきちっと分析してですね、やはり保険者は努力しているんだっていうのを市民にも教えられるような頑張りをしていただきたいと思えますね。

取りあえず保留します。

○5番（禰占通男） 今の関連ですけど、この順位が落ちる原因っていうのは何ですか、判定の

中身は課長からあったんだけど、どんどん順位が落ちている本市の原因っていうのは何ですかね。

○健康課長（西村祐一） 先ほど申しあげました国保固有の評価指標のうち、適正かつ健全な事業運営の実施状況、こちらのほうが法定外繰入れの解消の部分がありますので、ここで全く点数が取れておりませんので、ここが大きい部分だと考えております。

○5番（禰占通男） 先ほどもありましたこの2ページと13ページになるんですけど、保険給付費で1人当たりの療養給付費の比較でこの3年度が40万、先ほども五十何万って言いましたけど、そもそもこの1人当たりの療養給付費が高くなっているっていうのは、原因は何なんですか。

○健康課長（西村祐一） まず、令和2年度については、1人当たりの医療費につきましても減少しているところです。

令和2年度がなぜ減少したかと言え、新型コロナウイルス感染症が当初、感染が拡大してきたところで、その当時は未知の部分が多い感染症ということで、医療機関の受診控えや不要不急の手術等の見送り等があったと思われれます。

3年度につきまちは、だんだん新型コロナウイルス感染症についてもある程度知見ができてきましたので、その受診控えの反動、あとはその手術を見送りしていた分の手術をした部分、それとあと本市におきましては3年度の後半部分に感染者が増えてまいりましたので、そちらに要した医療費が増加した原因ではないのかと考えております。

○5番（禰占通男） 今の関連とですよ、この3ページの後発医薬品ジェネリックの使用促進を図るために、411人を対象に通知を出したということと、今の本市のジェネリック医薬品の使用状況というのは、パーセント的に言ってどのくらいになっているんですか。

○健康課長（西村祐一） 後発医薬品の使用率ということでございますが、こちらについては本市の令和4年5月審査月における後発医薬品の使用率ということで答弁したいと思います。令和4年5月審査月における後発医薬品使用率は88.1%となっております。

こちらにつきまちは、県の国保運営方針に掲げております後発医薬品使用率85%以上というものを達成している状況です。

○5番（禰占通男） 新聞にもちょっと載っていたんですけど、21年度、昨年度ですよ、国のちゅうか日本全体で79%という数字が出ていたんですけど、それに比べると7%ぐらい上回っていると。

問題は、そこはいいんですけど、今コロナの影響で中国、インドが抗菌薬、いろんな薬のもとになる抗菌薬ですね、手術したら昔はペニシリンぐらいでよかったけど、今は抗菌薬とかそういういろんな薬を使って手術に対応するというので、抗菌薬が入手困難になっていると。そして、ジェネリック医薬品にも相当影響を与えていると。それと、コロナが蔓延しているときに、北陸地方の製薬会社の製薬手順がマニュアルに合ってなくて会社も閉鎖しましたよね。

そういったこのジェネリック医薬品を枕崎市の薬局でもらう分に対して、この影響ちゅうのは何か出ているんですか、全然ないんですかね、そういった薬剤の処方してもらう分については。

○健康課長（西村祐一） 現在のところですね、後発医薬品の推移を見る限りでは、本市は今のところの影響はないように見えるのですが、また今後、国保のほうには2か月遅れでデータが入ってきますので、そういった推移を見守っていきたいと考えております。

○5番（禰占通男） 保険給付費を考えると、処方箋の分も相当額に上がると思うんですよ。

我々議員になった頃は20%から30%の使用率が、今もう本市でも80%を超える。相当な医療費というか保険料を下げる分に影響していると思うんですけど、医師会、薬剤師等からの4者だったですか、あれの話合いとかそこら辺では出てこないんですか、医薬品についての問題点というのは。

○健康課長（西村祐一） 医師会は二月に1回理事会を開催しております。

そちらのほうに私も出席はしておりますが、そういった医薬品について、医師会のほうから話が出るということはございません。

○5番(禰占通男) お願いなんですけど、そういう席で、抗菌薬とかジェネリック医薬品についての何か今の近況をですよ、それを伺ってもらえたら、またそれを後で教えてもらってもいいんですけど、そういうのがあったらぜひ薬剤師と医師のところで伺ってもらいたいと要望しておきます。

○3番(上迫正幸) この後発医薬品利用差額通知を411人に送付とあるんですが、その理由は何ですか。

○健康課主幹兼保険医療係長(川野優治) ジェネリックの差額通知を年に2回発送しております。これにつきましては国保連合会に委託をして、1年に2回発送しているのですが、数年前とすると大分枚数が減ってきており、ジェネリックの使用率が上がっていると認識しております。

○3番(上迫正幸) その通知をもらった後はどうなるんですか、お金の差額なんかはどうなるんですか。

○健康課主幹兼保険医療係長(川野優治) その差額通知は、この薬をジェネリックのほうに変えたら幾らお金が安くなりますよというお知らせなので、個人の判断によってジェネリックに変えていただくか、薬局とかで相談をしていただくという形になっています。

○3番(上迫正幸) 薬局に行行って返金してもらおうということになるんですか。

○健康課主幹兼保険医療係長(川野優治) そういうことではなくて、差額通知を送って、その通知を見られてジェネリックに移行されたい方は、病院のほうでジェネリックに変えてくださいということをお願いするという形になっています。

○3番(上迫正幸) はい、分かりました。

○9番(立石幸徳) 最初の質疑で私、3年度の国保は赤字なんだということを強調しましたけど、と申しますのは、平成30年、いわゆる国保の大きな制度改正があった、都道府県下ですね。このとき本市も税率改定をしたわけです。そして、向こう5年間の間に再度、もう一回税率改定をしなければならぬと。そして、それが来年度、令和5年度っていうことでずっと来ているんですけど、この問題は非常に市民に大きな影響が出てきますのでね、現時点では予定どおりといましようか、来年度、国保の税率改定をする予定になっているんですか。

○健康課長(西村祐一) 現在までの国保税の見直しの状況につきましては、5月10日に健康課と税務課で協議を行いまして、8月下旬までは令和4年度の本算定の作業が行われることから、本算定作業終了後10月中旬までに応益割を中心とした3,000万程度の増収を見込んだ試算を行うこととしております。

ただ、現状、コロナの状況とか、ウクライナ紛争、国際の情勢を見て、国保の被保険者につきましても高齢者、あとは小規模の事業所等の財政基盤が脆弱な方々を対象としておりますので、一旦そういった形でシミュレーションをして、最終的には市長が判断されると考えております。

○9番(立石幸徳) 最終的にはちゅうと、時期は大体いつ頃にめどというか、はっきりした方針が出るちゅうふうに考えればいいんですかね。

○健康課長(西村祐一) こちらにつきましては、11月に国民健康保険事業費納付金の仮算定結果が判明いたしますので、そういったものを参考に庁内の会議であります国民健康保険安定化対策委員会を開催しまして、見直し案を作成し、市長に国保税改定の可否を判断していただこうと考えております。

そこで改定を行うとなった場合には、3月議会に提案いたしまして、可決後の4月及び5月に住民説明会を開催する予定としております。

○9番(立石幸徳) そうすると、いわゆる賦課総額というか確保すべき税額としては、3,000万円が予定だということふうに確認しとってよろしいですか。

○健康課長（西村祐一） はい、委員のおっしゃるとおりでよろしいと思います。

○9番（立石幸徳） 別件の後期のことに入っていいですかね。私は予算特別委員会のときも、後期の負担のことでちょっと聞きたいんで、決算のときって言っていたんですけど。

○委員長（沖園強） 一括審査ですから、別段、後期でも質疑は構わんとですけど、ただここで1時間経過ですが、まだ質疑等があられる方は挙手をお願いします。

[挙手する者あり]

○委員長（沖園強） ここで10分間休憩いたします。

午前10時33分 休憩

午前10時40分 再開

○委員長（沖園強） 再開いたします。

○9番（立石幸徳） 後期の関係ですけど、決算書の2ページですか、後期高齢者の広域連合納付金の中で、保険基盤安定制度ですね、後期高齢者医療制度で保険基盤安定制度があるのはもう当然なんですけど、この制度の負担金が非常に増えてきているんじゃないかと、1億1,400万ということですよ、端数を省略しますけど。後期の関係も国保と同様7割・5割・2割ですか、7・5・2の軽減措置に対する保険基盤安定制度、本市の軽減の状況と保険基盤安定制度の負担金というのはどういう形で納付するようになるんですかね、ちょっと説明をいただきたいと思います。

○健康課長（西村祐一） 後期高齢者医療保険の保険基盤安定制度につきましては、今9番委員がおっしゃいましたとおり、低所得者等の保険料軽減分を市町村と都道府県から公費で補填するものでございます。こちらにつきましては県が4分の3、市が4分の1というふうになっております。

○9番（立石幸徳） 負担割合は4分の3と4分の1ですが、この負担金の算出ですよ、本市がなぜこの金額になるのか、もうちょっと細かく聞きたいんですが、いいですかね。

結局、対象人数が低所得者の7割・5割・2割に該当する対象人数が多いところは、当然負担金が増えるという形で算出するわけですよ。そうでないとおかしいですもんね。その辺の具体的な算式っていうのは示されていないんですか。

○委員長（沖園強） 軽減世帯を7割・5割・2割が何世帯ってそれは分かっているんですよ。

○税務課長（鮫島眞一） 軽減の人数と割合について申し上げます。

7割軽減が56.3%で2,544名、5割軽減が14.8%で667名、2割軽減が9.7%で440名となっております。

○9番（立石幸徳） 最後の2割軽減は何人ですかね。

○税務課長（鮫島眞一） 2割軽減の人数ですね。9.7%で440名になっております。

○9番（立石幸徳） そうしますと、軽減の方々もそうなんですけど、あともう2週間ぐらいすると10月1日から一定所得以上の方の窓口負担が2割になるという、この対象者は本市の場合何人なんですか。

○健康課長（西村祐一） 県の後期高齢者医療広域連合が作成いたしました令和4年8月5日時点の被保険者証発行データによりますと、本市の後期高齢者医療の被保険者数は4,262人いるわけですが、そのうち今回2割負担に該当する方は460人、10.8%となっております。

○9番（立石幸徳） 対象の方々には今月中にはもうおたくは2割負担ですよという、その通知が行くようになっているということをお知らせ版で見ているんですけども、これはもう通知は当然対象者には届いているんですか。

○健康課主幹兼保険医療係長（川野優治） 2割の保険証につきましては昨日郵便局に搬送いたしました。特定記録郵便で出す関係上、郵便局としても1週間程度期間をほしいということで、来週には届くとは思いますが。最終的には9月30日までには送達するようにお願いをしてあると

ころです。

○9番（立石幸徳） 最後に、あなたは2割負担ですよという保険証をもらったときにですよ、異議があると、いや俺はそれでは困ると。この異議申立てちゅうのはできるようになっているんですか。

○健康課長（西村祐一） 2割負担に異議がある方につきましては、前年の所得の状況とか、なぜ2割負担になったのかという説明を丁寧に行っていきたいと考えております。

○9番（立石幸徳） 結局、健康課の窓口に来てくださってという、そういうふうを考えればいいんですか。

○健康課長（西村祐一） そうですね、窓口に来ていただければこちらのほうで丁寧に説明をしていきたいと考えております。

○9番（立石幸徳） その窓口で言われるちゅうことで最後のつもりだったんですけど、もう一点、負担を抑える配慮措置がありますと、この分は市民は非常にありがたいことですのでね、配慮措置という部分については、もう健康課のほうでは当然説明できるようになっているんですかね。

○健康課長（西村祐一） 9番委員がおっしゃいました対象者の負担軽減を図る措置としまして、配慮措置と申しますが、こちらにつきましては、令和4年10月1日の施行後3年間、令和7年9月30日まで2割負担となる方につきましては、1か月の外来医療費の窓口負担割合の引上げに伴う負担増加額を3,000円までに抑える措置ということになります。

具体的に申しますと、高額医療費制度の限度額を現行の1万8,000円から、1万8,000円または6,000円＋（総医療費－3万円）×10%のいずれか低いほうを適用することで、窓口負担の増加額が3,000円以内に抑えられるということになります。

○8番（豊留榮子） 国保の件でお願いします。

滞納者のことでちょっとお聞きしたいんですけども、今年度の滞納されている方の生活状態でありますとか、今このコロナ禍で、収入がなくなってしまった方とかそういう方はいらっしゃるのでしょうか。

○税務課長（鮫島眞一） コロナの関係で収入等、事業所とかも含めてですけども、激減された方はいらっしゃいます。その方々につきましては収納担当で滞納になった理由等をお聞きした中で、その部分が市役所で把握できますので、そちらで減免の御案内とかをしている状況になります。

○8番（豊留榮子） 今本当に自営業の方とか、畜産、農産、本当に大変だと思うんですよ。ぜひそういう配慮といいますか、お知らせはできるんですか。

○税務課長（鮫島眞一） まず、全戸配られる広報まくらざきに、介護保険料、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料につきましてコロナの減免があるということをお知らせしております。

あと毎月20日に発行されますお知らせ版につきましても、毎月11月ぐらいまで昨年も含めて掲載を行っております。今年度もそのような取扱いでいくことを予定しております。

○8番（豊留榮子） それでは、この滞納が積み重なっている方もいらっしゃるのかなと思うんですけども、そういうことの把握とか援助の方法とかあるんですか。

○税務課長（鮫島眞一） まず税務課としましては、援助という部分の設定はされていないんですけども、滞納の分が積み重なっている方につきましては、市役所に御来庁をお願いしまして収納担当で納税相談をお聞きしております。

その中で生活困窮とかある場合は、市役所内の担当部署におつなぎして、そちらで対応するような仕組みが構築されております。

○8番（豊留榮子） もう何年も続けて滞納されているという方もいらっしゃるんですか。

○税務課長（鮫島眞一） 年数的な部分が何年となりますとあれですけど、複数年滞納され

て、なかなか納税が追いついていらっしゃらないという方もいらっしゃいます。

○8番（豊留榮子） 以前もそういう状況があって、少しずつですけど納めていきますという方も出てきているってことをお聞きしてはいるんですけども、滞納をなくすための対策といえますか何かできないもんなんですかね。

○税務課長（鮫島眞一） 滞納になった原因という部分は様々な理由があるかと思います。納税相談の中で各方々の事情をお聞きしまして、先ほどの生活困窮、もともとの収入がないという方であれば、生活困窮の担当におつなぎしたり、収入はあっても使い方がおかしいというか、収入に見合わない支出があるという場合も、同様に生活の見直しの部分で生活にゆとりを作ってもらって、そこから納税もしくはほかの支払い等で月々の家庭内収支を健全化していくというところも納税相談の中で行っているところです。

○議長（永野慶一郎） 審査意見書の23ページ、今8番委員からあったその滞納の件なんですけど、この不納欠損の件で1点だけお聞かせください。

昨年より不納欠損額が100万ほど増えておりまして、死亡者とかこの理由別を見ますと、死亡者がいらっしゃったり生活保護に変わったりとかっていう方たちもいらっしゃって、それはもう致し方ない部分なのかなと思うんですが、この担税能力なしっていう人数でいうと32人いらっしゃるようでございますが、担税能力なしで以前も聞いたことあるんですが、今8番委員からあったように少しずつでも返していく人なんか含まれるのか、それとも、もうこの担税能力がないというのは、全くもう払う意思もないのか、どういった人たちが含まれるのかちょっと教えていただけますか。

○税務課長（鮫島眞一） 担税能力なしの場合は、払う意思のないの方は含まれてはおりません。

○議長（永野慶一郎） 含まれてないっていうことだったら、担税能力がないっていうことは、払いたくても払えない、何か経済的な理由でさっき言ったもう払えないので時効になったりとか、そういった理由で不納欠損処分をしているという理解でよろしいですか。

○税務課長（鮫島眞一） はい、そのとおりでございます。

払う意思のない方につきましては、納税意識が希薄というような区分で取扱いをしておりますので、納めるべき収入、財産がある方で、納税に結びついていない方については法に基づいて滞納処分を行っているという形になります。

○議長（永野慶一郎） 分かりました。

先ほどもございましたように徴収率は変わらず93.3ポイント、昨年よりもまたアップしているということで、県下1位をまだ続けているということでございますので、その保険者努力支援分の算定の項目にも入っているということですので、職員の皆様は引き続き本当に大変な作業ですけども、また今後も努めていただきたいと思いますとおきます。

○2番（眞茅弘美） 国民健康保険の11ページですけども、収納率がですね令和3年度も県下で1位だったということで、これは本当に高く評価したいと思います。

そして今出ましたが、滞納者がやっぱりいらっしゃるということで、様々な理由のもと滞納されていらっしゃると思うんですが、一方でですね、この収納率が高いということは、真面目にと言いますか当たり前のことではあるんですけども、しっかり納めていらっしゃる方々も多いということですね。そして、税率改定の見直しがなされるということで、これからその安定化対策委員会等で話し合いもなされていくかと思うんですけども、現在ですね、コロナに引き続き物価上昇ということもございまして、国保に加入されている方々は社会的に弱い立場の方でしたり、零細企業の方々が多く加入されていると思います。こういった状況をですね、副市長はどのように考えていらっしゃいますか。

○副市長（本田親行） 国民健康保険制度につきましては保険料と公費で賄うものが原則でございます。また、税率改定も行って急激な保険者の負担の上昇を軽減するために2回に分けて改定

を行うという方針を持っておりました。見直しのスケジュールにつきましては、先ほど健康課長が申したとおりですけれども、来年度の事業費納付金の状況、納付のシミュレーション等も行いながら、やっぱり特別会計としては特別会計の財政状況というのも見つ、また御意見がござい、また社会情勢等も踏まえ、今後検討して結論を出していきたいと考えております。

○委員長（沖園強） ほかにはございませんか。——ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これから、順次、採決いたします。

お諮りいたします。

まず、認定事項第2号は、認定すべきものとするに御異議ありませんか。

[「異議あり」と言う者あり]

○委員長（沖園強） 異議がありますので、挙手により採決いたします。

認定事項第2号は、認定すべきものとするに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長（沖園強） 挙手多数であります。

よって、認定事項第2号は、認定すべきものと決定いたしました。

お諮りいたします。

次に、認定事項第3号は、認定すべきものとするに御異議ありませんか。

[「異議あり」と言う者あり]

○委員長（沖園強） 異議がありますので、挙手により採決いたします。

認定事項第3号は、認定すべきものとするに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長（沖園強） 挙手多数であります。

よって、認定事項第3号は、認定すべきものと決定いたしました。

ここで執行部入替えのため暫時休憩いたします。

午前10時41分 休憩

午前10時48分 再開

△認定事項第4号 令和3年度枕崎市介護保険特別会計歳入歳出決算

○委員長（沖園強） 再開いたします。

次に、認定事項第4号令和3年度枕崎市介護保険特別会計歳入歳出決算を議題といたします。

当局に説明を求めます。

○福祉課長（福永賢一） 認定事項第4号令和3年度枕崎市介護保険特別会計歳入歳出決算の概要について御説明いたします。

決算報告書の1ページをお開きください。

令和3年度の当初予算額は28億1,047万3,000円で、その後3回の補正を行い、最終予算額は29億9,792万7,000円となりました。

歳入におきましては、調定額29億0,936万5,000円に対し、収入済額29億0,525万3,000円、不納欠損額96万5,000円、還付未済額8万1,000円、収入未済額322万8,000円となりました。

5ページを御覧ください。

歳入のうち、保険料につきましては、調定額4億9,744万5,000円に対し、収入済額4億9,333万3,000円で、収納率99.2%となり、前年度に比べ0.2ポイントの増となりました。

1ページにお戻りください。

歳出におきましては、予算現額29億9,792万7,000円に対し、支出済額27億4,849万1,000円で、

2億4,943万6,000円の不用額となり、収支残額は1億5,676万2,000円となりました。

2ページをお開きください。

歳入総額29億0,525万3,000円に対し、歳出総額27億4,849万1,000円で、差引き1億5,676万2,000円の黒字となりました。

3ページを御覧ください。令和3年度事業の成果について申し上げます。

まず、総務費は介護保険の事務経費であり、5,351万7,000円の事業費のうち約86%に当たる4,589万円を南薩介護保険事務組合負担金が占めています。

保険給付費は、令和3年度の予算現額26億3,770万9,000円に対し、24億2,511万3,000円の支出となり、予算現額に対しては2億1,259万6,000円、12%の減、また令和2年度実績に対しては3,702万4,000円、1.6%の増となりました。

なお、2ページに記載してありますとおり、介護サービス等諸費は、前年度実績を上回ったものの計画を下回りましたが、これは、居宅介護サービス給付費では通所系のサービスが伸びなかったこと、地域密着型介護サービス給付費では新たに事業開始予定の認知症対応型共同生活介護事業所が事業開始に至らなかったこと、施設介護サービス給付費では介護老人保健施設のサービス給付が当初見込みを下回ったこと等によるものです。

介護予防サービス等諸費については、前年度実績及び計画ともに下回りましたが、これは、福祉用具購入費の利用実績の減が大きな要因となっています。

また、要介護認定率については、平成29年度から総合事業を実施したこと等もあり令和4年3月末の要介護認定率は前年度と同じ16.6%となっており、このことが給付費の伸びない要因の一つとなっています。

地域支援事業費は、要支援・要介護状態になることを予防し、できる限り地域における自立した日常生活を支援するための事業経費7,924万6,000円で、前年度に対し471万6,000円、5.6%の減となりました。

基金積立金につきましては、介護給付費の財源等としての介護給付費準備基金への積立金6,557万3,000円であります。

なお、現時点における令和4年度末の介護給付費準備基金の残高は、3億7,292万6,000円と見込んでいます。

諸支出金につきましては、介護保険料の還付金並びに令和2年度分に係る介護給付費負担金等の国・県への償還金、介護給付費交付金等の社会保険診療報酬支払基金への償還金及び一般会計繰入金金の精算返納分1億2,504万2,000円です。

以上、説明いたしました。よろしく御審議くださるようお願いいたします。

○委員長（沖園強） ただいま説明がありましたが、委員の質疑に際しましては、ページや事業名をお示しの上、質疑されるようお願いいたします。

また、質疑の趣旨等、分かりづらいものについては、確認のための反問を許可いたしますので、明確な答弁をお願いいたします。

それでは審査をお願いいたします。

○9番（立石幸徳） 2ページの関係です。ここにも書いてあるように、令和3年度から第8期が始まったわけですけどね。まず、この居宅介護サービスのほうで、通所系のサービスが伸びていないと、これはやはりコロナの影響と、そういうふうに分けられておるんですかね。

○福祉課長（福永賢一） 9番委員がおっしゃるとおり、コロナの影響も一つあるというふうに分けております。

○9番（立石幸徳） この通所系サービスの増減については、報告書の中ではどっか示されているんですかね。これ結局、サービスが伸びなかったっていうんじゃなくて、幾ら、どういう形で予定より減っているちゅうのは示しているんですかね。

○福祉課長（福永賢一） 決算書の中では具体的なそういった中身については載せてごさいませんが、令和2年度との比較で申しますと、通所介護につきましては、2,072万1,000円程度、前年度より給付費が落ちております。

人数的に申しますと、前年度との決算の比較で160人、それから回数でいきますと1,882回落ちているというような状況です。

○9番（立石幸徳） 次にこの地域密着のサービスなんですけど、これが認知症対応の介護事業所の建設がずれ込んでおるちゅう説明、これは予算のほうのいろいろ減額もあったかと思うんで少しは説明を受けているんですけど、今現在、この令和4年にずれ込んでいるっていうんですが、もう事業実施は確定しているんですか。

○福祉課長（福永賢一） 現在着工しております、令和5年2月に完成を見込んでおり、3月から稼働できるのではないかとというふうに予測しているところです。

○9番（立石幸徳） 最後にこの施設の関係ですよね。老健施設が当初見込みを下回ったこの原因は何ですかね。

○福祉課長（福永賢一） コロナも1つ影響があります。それから、特別養護老人ホーム、介護老人福祉施設が令和3年2月から稼働したわけですけれども、そこに流れていった影響もあると分析しております。

○9番（立石幸徳） 高齢者施設の全般的に、コロナちゅうのは非常に大変なものが押し寄せて、経営上も非常に御苦労されていると思うんですが、実際の作業の面もだけど、こういう決算とか、いわゆる事業経営という意味での実績には高齢者施設の経営実績にコロナの影響ははっきり出てきているんですか、何か。

○福祉課長（福永賢一） 給付費が落ちている部分については、当然、収入が減るわけですので、施設運営の経済的な部分での影響はあるというふうに思います。それが全てコロナなのかという部分については、はっきりとそのとおりですということは今の段階では言えないのかなと思っております。

○13番（清水和弘） 介護施設にですよ、入所できない高齢者っていうのは把握しておられるんですか。

○福祉課長（福永賢一） 最新で整理をしているのが今年6月時点の数値になるのですが、現在、市内の特別養護老人ホーム等の待機者につきましては72名となっております。

ちなみに令和4年2月にも把握している数字では85名でしたが、6月には72名になっているということです。

○13番（清水和弘） 現在72名ということですけどね、この人たちは、介護を必要としない人たちですか。それとも介護は必要だけど入所できないという人たち、どっちなんですか。

○福祉課長（福永賢一） 基本的に特別養護老人ホーム、介護老人福祉施設の入所の対象というのは、要介護3以上が基本となっておりますが、先ほどの72名のうち要介護3以上の方につきましては62名ということで、ほとんどの方が介護が必要な状態の方であると把握しております。

○13番（清水和弘） 介護施設入所の方についてはいろいろな対応をしてくれていると思うんですけどね、この入所できていない人たちへの対応はどうなってるんですか。

○福祉課長（福永賢一） この72名のうち、在宅の方が14名となっております。あとの方につきましては、介護老人保健施設とか、介護医療院とか、あるいは有料老人ホームとか、グループホームとかという形で、何らかのサービスは受けている方になります。また、在宅の方につきましても、在宅でのサービスを、介護度を受けている方につきましては利用しているというような状態です。

○13番（清水和弘） この在宅14名ということだったんですけどもね、こういう人たちに対する支援の在り方ちゅうのはどのようになっておるんですか。

○福祉課長（福永賢一） 本人が希望されて、特別養護老人ホーム等に申込みをされているわけですが、待っている中で、いろいろなサービスを居宅のほうで、例えばデイサービスであるとか、ホームヘルプであるとか、あるいは小規模多機能型居宅介護であるとか、そういった在宅でのサービスを受けながら、施設の入所を待っているというような方というふうに思っております。

○13番（清水和弘） というのは、今、在宅しとる14名の中には自分の希望した施設に入れないうということもあるわけ。

○福祉課長（福永賢一） 人によってはですね、複数申込みをされる方もいらっしゃいますので、その中で順番が来たときに、早いほうに入る方もいらっしゃいますし、その中で、ここがいいと思っている方は、一方のほうから来たときには、一旦お断りするということもありますので、福祉課の高齢者介護保険係長が各施設の特別養護老人ホームの入所判定委員会に出席しております、そこの中でも順番が来たけど断る方っていうのが、結構ケースとしては、その時点で入院してたりとかっていうこともあって、そういうのですね、順番が次の方、次の方、次の方で入所が決定するというようなケースもあるようです。

○12番（東君子） 報告書の19ページなんですけど、高齢者の元気度アップ・ポイント事業、そばで高齢者の方々を見ていますと、このポイントが始まって、すごく元気に活動をされている方が増えているというふうに思います。

それですね、もうぜひ聞いてきてくださいというふうに頼まれたんですが、この事業はこれからもしばらくは続きそうですか。

○地域包括ケア推進課長（堂園力郎） この事業につきましては、何度か御質疑いただいておりますけれども、高齢者の元気度アップ、介護予防につながっておりますので、その効果がありますので、やはり当面は続けたいと考えております。

ただ、県のほうが、これに対する商品券等の上限をちょっと引き下げる、前回ちょっと説明しましたけれども、3,500円ということで5,000円から下げられておりますが、枕崎市は当面この5,000円を維持したいと考えております。

○12番（東君子） 本当にポイントだけが目的ではなくてですね、集まって来られる方は情報交換もされるし、いろんな教室に参加して、それだけしかほかの人と話をしないという方も結構いらっしゃるんですね、本当に貴重な事業になっていると思います。

やはり、ポイントがありますと頑張ろうという気が出てきますが、またその一方でですね、もう市が財政難で大変だから、もうお返ししたいっていうようなお声もあるんですが、やはり、実際そういう方も何名かいらっしゃいますか、商品券を返すっていう方も。

○地域包括ケア推進課長（堂園力郎） 以前ちょっと説明したかと思いますが、この事業については、自分の頑張りに対するインセンティブというか、そういう御褒美という形で上限5,000円お渡しします。それを最後まで地域で使っていただくことで地域貢献が図られますので、お断りする方も辞退される方もおられますが、ぜひ使っていただきたいと、そこが社会に貢献できる、そこまでが事業ですよということで説明しておりますので、辞退された方は前年度はいなかったと思います。

○12番（東君子） 身近なですね、高齢者の方には、私のほうからもそういうふうにお伝えしたいと思います。

以上です。

○14番（吉嶺周作） 報告書の2ページの、先ほどもお話しになりましたが、新たな事業所の開始が令和5年2月完成で、3月予定となっているんですが、ここの収容人数といえますか、それは分かっていますかね。

○福祉課長（福永賢一） 9床、9人になっております。

○14番（吉嶺周作） 9人ということは、先ほど72名待機者がいるということで、その中の9

名がここに入所できるということになるんですかね。

○福祉課長（福永賢一） 先ほどの72名というのは、介護老人福祉施設いわゆる特別養護老人ホームの待機者になりますので、その待機者の方もグループホームで待機しているという場合がありますが、またそこは切り離して考えていただければと思います。

○14番（吉嶺周作） そうすると、本市にはこの認知症対応型の事業所というのはここが1か所ということになるんですか、それともほかにもあるんですかね。

○福祉課長（福永賢一） 3年度中は4か所ありました。そして、さらに1か所増える見込みでしたが、別の1か所が7月31日で廃止されましたので、新しくできてまた4か所目になると、現状4か所ということになります。

○14番（吉嶺周作） この4か所の収容人数は。

○福祉課長（福永賢一） 全ての施設それぞれ9床、9人になっております。

○5番（禰占通男） 16ページのこの介護サービス等諸費でちょっと伺いますけど、この訪問介護についてですけど、この中の生活援助ということで、これどのような条件が必要なんですかね。身体介護と生活援助ってあるんだけど、その条件について。

○福祉課長（福永賢一） 訪問介護につきましては、身体介護と生活介護とあります。

生活介護の場合は生活援助ということで食事の準備や衣類の洗濯、掃除や整理整頓、そういったものが対象ということになります。

このサービス内容等を計算しまして、それぞれの介護度に応じて上限額がありますので、それぞれ居宅介護支援事業所、いわゆるケアマネージャーと相談しながらサービスを決めていくというふうになります。

○5番（禰占通男） 身体的介護は分かるんですけど、この生活援助、これは同居家族がいる場合はどうなるんですか。

○地域包括ケア推進課参事（天達純子） 生活援助につきましては、基本、家族が同居されている場合は、家族もそのお部屋を使ったりとかお風呂を使ったりとかということがありますので、基本、家族がいる場合は利用できません。

ただ、状況によっては、ケアマネージャーと相談して利用されている方もいらっしゃいます。

○5番（禰占通男） なんかそこが家族が同居の場合はこのいろいろ制約があるみたいで、だから、何らかの理由があったら使えますよって国の方針ですよ、今、担当者が言うように使えないんだけど、何らかの理由づけをすれば、それはケアマネージャーのさじ加減、そういうのはないんですか。

○地域包括ケア推進課参事（天達純子） 利用者の方の状況によって、御家族の方と相談して、何のサービスが必要か決めていきますので、あくまでもその利用者と家族とケアマネージャーと話し合った上での利用となります。

○5番（禰占通男） 地域というか市町村としてももう一つちょっと遡るけど、市町村のケアマネージャーというのは、大体がそういう派遣してくれるところとか事業所を指定することができるんでしょう、ケアシステムとしては。

○地域包括ケア推進課参事（天達純子） サービス事業者につきましては、利用者の希望するところを一応お願いするんですけども、事業所の対応できる人数と空きの状況とかもありますので、またそのときには利用者とか御家族に相談して、ここは空いていないので、ここではどうでしょうかというふうな調整をして、事業所を決めています。

○5番（禰占通男） 私が思うには、今これについてですよ、数年前からヤングケアラーみたいな子供たちも介護に携わっていると、そういう問題もいろいろ出て、言えばこの介護保険の仕組みが分からない。そして今、担当者からも答弁がありましたように、家族が同居の場合は、基本としては使えない。その中で、収入を得る方が別について、その同居家族がどうのこうのとするの

はいいんだろうけど、収入源の人がそういうことに潰す時間あるのかなってそこを考えるんですよ。

そうした場合、この市町村というのはどういう対応を取っているんですか、今。市町村というか本市ですよ。そういう家族構成でいろいろ難しいんだろうけど、どうなんですか。

○地域包括ケア推進課参事（天達純子） 委員がおっしゃられるようなヤングケアラーであったりとか、あと介護のために仕事になかなか就くことができないという方につきましては、御相談があったときにはですね、介護をしないといけないから仕事に就けないということであれば、そこは状況に応じて、サービスの利用というのを進めていくこともありました。

なかなか仕事が見つからないという方に関しても、福祉課の就労支援のサービスがありますので、そちらを紹介しています。

○5番（禰占通男） 就労支援、その紹介もありがたいことですが、この生活援助を利用できるのは、独居、1人で住んでいる方とか、家族に障害や病気がある場合はどうのこうのちゅう市町村によって何か分かっているみたいですが、担当参事は仕事の紹介って言ったけど、その仕事の紹介の前に何か手助けしてくれる人が欲しいというのは本市ではどうなんですか、そういう例というのは。

夫が妻がとって、そういうふうになった場合ですよ、その中に親がいたり、そんなになると思うんですよ。そういった場合の対応で、今私が言ったのに引っかかるんですけど、何かこう手を差し伸べる手だてとか、それについては。

○地域包括ケア推進課参事（天達純子） 基本は、同居の方がいらっしゃる場合は利用ができませんけれども、先ほども申し上げたんですが、事情によってはサービス利用ができます。

例えば子供と同居しているけれども、全く生活が別々、虐待とまではいかないんですけれども、自分の親の面倒というのはもう一切見られなくて、利用者の方が認知症があって日常生活を営むことができないという方が以前いらっしゃったんですけれども、そういう方はヘルパーの利用をされていたというケースもありますので、どこから線引きというのはできないんですけれども、その事情によってはサービスの利用というのはできます。

○福祉課長（福永賢一） 介護保険とは別ですけれども、高齢者の福祉の事業としまして、在宅でそういった方々を引き続き介護している方については、老人介護手当というのがありますので、そういったのもまた対応策としてはあるのかなというふうに思います。

○2番（眞茅弘美） 15ページの説明欄の真ん中ほどに介護報酬改定等に伴うシステム改修とございます。これは1件の金額でしょうか。

○福祉課長（福永賢一） 1回、1件の改修になります。

○2番（眞茅弘美） 内容をお願いします。

○福祉課長（福永賢一） 基幹系のシステムを使って、いわゆる住民票や税とかの総合的な市のシステムがあるんですが、その中に介護保険がページとしてあるわけですけれども、そこを3年度の介護報酬が改定された部分を取り込むという形での改修ということで、3年度の介護報酬改定に伴うシステムの改修ということになります。

○2番（眞茅弘美） 続きまして17ページの国保連合会審査支払手数料、こちらは前年度と同じく72円でしょうか。

○福祉課長（福永賢一） そのとおりでございます。

○2番（眞茅弘美） それからですね、先ほどコロナの影響とかで、通所の利用が大分減少しており160人減っているということですが、身体機能とか認知症とかが進んだりとか、そういうことをちょっと心配するんですけども、その介護度の認定がございませよ、その介護度によってその人数っていうのが分かりますか。

○委員長（沖園強） 監査意見書の28ページ。

- 2番（眞茅弘美） すみません、監査意見書のほうで大丈夫です。
- 8番（豊留榮子） 今の関連なんですけれども、先ほど言われました介護報酬の改定等に伴うそのシステムの改修の件なんですけれども、前年度も聞いたんですけれども、これは3年に1回、その介護報酬が改定されるということで、システムを変えていくってことなんですけれども、介護報酬の改定というのは、3年に1回、介護報酬が改定されるってことなんですか。
- 福祉課長（福永賢一） 全体的なものは3年に1回ですが、3年ごとに必ずというわけではなくて、毎年のように改定がある場合もあります。
- 委員長（沖園強） ほかにはございませんか。——ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

認定事項第4号は、認定すべきものとするに御異議ありませんか。

[「異議あり」と言う者あり]

- 委員長（沖園強） 異議がありますので、挙手により採決いたします。
認定事項第4号は、認定すべきものとするに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

- 委員長（沖園強） 挙手多数であります。
よって、認定事項第4号は、認定すべきものと決定いたしました。
ここで1時10分まで休憩いたします。

午前11時45分 休憩

午後1時9分 再開

△認定事項第5号 令和3年度枕崎市立病院事業決算

- 委員長（沖園強） 再開いたします。
次に、認定事項第5号令和3年度枕崎市立病院事業決算を議題といたします。
当局に説明をお願いいたします。
- 市立病院事務長（平塚孝三） 認定事項第5号令和3年度枕崎市立病院事業決算について御説明します。
決算書の9ページをお開きください。
令和3年度につきましては、新型コロナウイルス感染症関連の補助金、ワクチン接種により大幅な収益増となりましたが、コロナ渦の受診控え等による入院、外来患者数の減、それに伴う医療収益の落ち込みや医師を含む医療従事者の不足など、病院運営において厳しい状況が続いています。
経営面では、常勤医2人、非常勤医12人での診療体制となり、小児科診療については、年間52回の医師派遣をお願いし、延べ212人の診療を行いました。
また、地域の子ども・子育て支援策としての病児保育事業の利用者は、延べ261人となりました。
このような中で、入院患者数は1万5,439人で、前年度より553人の増となり、病床利用率は2.7ポイント増の76.9%となり、外来患者数は566人減の1万2,885人、診療実日数ベースの1日平均患者数は1.8人減の50.5人となっています。
収益については、入院は3億3,204万2,530円で1,080万4,363円の減、外来は1億1,485万2,143円で164万9,524円の減となりました。
さらに、新型コロナウイルスワクチン接種料を含む諸検査料2,726万1,807円、長期前受金戻

入の3,007万7,469円、新型コロナウイルス感染症の対応関連補助金1億0,035万8,500円等で、総収益は前年度より6,763万2,888円増の7億4,121万1,478円となりました。

一方、費用については、材料費及び減価償却費等の減により、総費用は前年度を1,020万4,192円下回り6億6,520万5,136円となりました。

また、有形固定資産取得については、レントゲン用カセット型フラットパネル、厨房用のパルスルー冷蔵庫等の購入を行いました。

以上の結果、総収支比率は111.4%で当年度純利益7,600万6,342円の黒字決算となりました。

次に、参考資料の25ページを御覧ください。

2収益的収入及び支出の病院事業収益では、医業収益が4億9,074万4,612円で、前年度より498万6,307円の増となり、医業外収益は2億4,009万8,666円で前年度より6,208万6,181円の増となっています。また、附帯事業収益が1,036万8,200円で前年度より56万0,400円の増となっています。

一方、病院事業費用では、医業費用が6億3,247万7,181円で前年度より886万8,702円の減、医業外費用は2,240万7,351円で前年度より189万3,733円の減となりました。また、附帯事業費用が1,032万0,604円で前年度より55万8,243円の増となりました。

次に、26ページの3資本的収入及び支出について申し上げます。

まず、資本的収入については、国民健康保険調整交付金繰入金231万円、一般会計負担金1,696万2,000円の合計1,927万2,000円となっています。

資本的支出は建設改良費として、器械備品購入費1,229万6,108円、リース債務支払額1,512万6,941円及び企業債償還金2,310万5,613円の合計5,052万8,662円で、収入額が支出額に対して不足する額3,125万6,662円は、過年度分損益勘定留保資金並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填しました。

引き続き、5ページの令和3年度の剰余金の処分について申し上げます。

未処分利益剰余金については、上の表の剰余金計算書、右から3列目の欄の中ほどに記載してあります前年度の繰越利益剰余金とし995万3,697円、当年度純利益として7,600万6,342円の合計額8,596万0,039円が未処分利益剰余金となりました。この未処分利益剰余金を下の表の剰余金処分計算書（案）に記載のとおり、利益剰余金のうち500万円を減価積立金に、2,000万円を建設改良積立金に積み立て処分しようとするものです。

その他の具体的な経営状況及び業務の内容等につきましては、参考資料を添付してありますので、併せて御参照方お願いします。

以上、決算の主な内容について、御説明しましたが、御審議くださるようよろしく申し上げます。

○委員長（沖園強） ただいま説明がありましたが、委員の質疑に際しましては、ページや事業名をお示しの上、質疑されるようお願いいたします。

また、質疑の趣旨等、分かりづらいものについては、確認のための反問を許可いたしますので、明確な答弁をお願いいたします。

それでは審査をお願いいたします。

○12番（東君子） 決算書の16ページ、職員の給与について伺ってまいりますが、市立病院はもうコロナ禍の中なくてはならない、市民のためにもですね、市立病院があるということはいざというときに安心だというふうに思います。その上でお伺いしたいことがあるんですが、院長先生ですね管理責任者、先月の給与、これはお幾らでしたか。

○市立病院事務長（平塚孝三） 先月の給料ということですがけれども、事業管理者の給料につきましては、枕崎市立病院事業管理者の給与等に関する条例に規定されているとおり、給料につきましては月額55万8,000円です。事業管理者につきましては、医療機関の管理者、院長として医

師業務にも従事しておりますので、そのほかの医師の業務に係る手当が支給されるところです。手当につきましては、医師手当でありますとか往診手当、それとか宿日直手当等支給しますけれども、個人の具体的な給与の額については、答弁を差し控えさせていただきます。

○12番（東君子） 副市長の退職金は答えられたんですね。それで、どうしてその院長先生のは答えられないんですかね、条例があるということですか。これは、市民の税金で支払われているわけですよね、違うんですか、そしたら知る権利があるんじゃないですか。

○副市長（本田親行） 副市長の退職手当につきましては、給与の公表という形で任期の終了するごとに幾らを支給するということが公表されておりますので、その額について、先日総務課長が答弁いたしております。

医師の給料についても月額が条例で定められております。医師手当等についても月額幾ら以内ということで定められております。先月の給与の明細についてということについては、具体的な額についてはやはり事務長が申したように、個人の給与の情報になりますので、その先月の給料自体を具体的に申すのは差し控えさせていただきたいということでございます。

○12番（東君子） それではちょっと質疑を変えます。

我々がコロナにかかった場合は、もちろん議員がなつたと公表されて、市長もかかれてそれとも公表されました。そしたら院長先生がコロナになった場合これは公表されますか。

○市立病院事務長（平塚孝三） 院長が、仮にコロナにかかったという場合につきましては、院内におきまして公表の基準を定めておまして、職員として院長も正規の職員になっておりますので、仮に院長がコロナに感染したという場合においては医師として公表することになると思います。

○12番（東君子） それでは医師ということ表に出てくるということですか、職員ということ出てきますか。

○市立病院事務長（平塚孝三） 医師として公表することになると思います。

○12番（東君子） その院長ということでやはり責任がある方なわけですよね。それで、給与もボーナスも手当も高いわけですよ。それが、普通の職員とか医師とかそういうことで公表をされるということで、なぜこんなにこの方は守られているんですかね、守られていませんか。

結局、責任があるんだつたら、院長とかやっぱりそういうふう表に出てこなきゃいけないのに、何かその辺がですね、全体的に守られている気がするんですね。責任を取るのには院長じゃないですか、責任者じゃないですか、違いますか。

○市立病院事務長（平塚孝三） 繰り返しの答弁になりますけれども、公表の基準として仮に院長がコロナに感染したとしても、医師として公表するというようにしております。

○委員長（沖園強） 12番に申し上げます。今、決算の審査ですから、その辺は……。

○12番（東君子） 分かりました。

もう一点で終わります。院長先生は責任者になられて枕崎に来られて今の立場に立たれて、何年たちますか。

○市立病院事務長（平塚孝三） 事業管理者としての年数ということですか。（「いや、来られてですね。」と言う者あり）佐々木院長につきましては、平成17年7月から副院長として着任しております。それで、平成17年10月から院長、病院事業が地方公営企業法を全部適用した平成21年4月から現在まで事業管理者、それと病院の管理者、院長として通算17年在任しております。

○12番（東君子） 任期は4年じゃないんですかね、こんなに長いとですね、慣れ過ぎて皆さんもですけど、3年とかそのあたりで部署が変わっていくわけですよね、我々も選挙がありますよ、そこで緊張感を持って前へ進んでいくわけですよ。もう慣れて、どうなんですかね、やっぱりそういうのがよくないから、部署も変わるわけじゃないですか。本当だったら慣れたら、ずっ

とその人がそこにいればずっと慣れるわけだから、何かおかしいなと思うんですよ。このことはまたですね、時間を取ってこれだけに集中して質疑の時間を取りたいと思います。

○委員長（沖園強） 申し上げます。委員長としてお願いいたします。

個人情報等の発言は差し控えていただきたいと。また、先ほど御答弁がありましたように、条例等で定められた報酬額等は答弁ができますけど、個人的な手当等については差し控えさせていただきますということでもありますので、そのつもりで御発言はお願い申し上げます。

ほかには。

○10番（下竹芳郎） 報告書の9ページ、常勤医2人、非常勤医12人、合計14人いるんですが、この先生方の専門は分かりますか。

○市立病院事務長（平塚孝三） 非常勤医師の派遣につきましては、心臓血管・高血圧、それと糖尿病・内分泌内科、それともう一つ血液・膠原病の関係、そういった方々が来ていただいております。

○10番（下竹芳郎） 常勤医の先生の専門は何でしょうか。

○市立病院事務長（平塚孝三） 常勤医につきましては、心臓血管の専門ということになっております。

○10番（下竹芳郎） 2人ともですか。

○市立病院事務長（平塚孝三） 1名の常勤医につきましては、循環器を専門としていることとなります。

○10番（下竹芳郎） これで時間外の対応というのもあるんですが、常勤は2人いるんですが非常勤医も当直夜勤とかもちろんあるんですよ。夜は何人ですか、夜の常勤というか。

○市立病院事務長（平塚孝三） 夜間帯におきましては、医師1名で対応しております。

○10番（下竹芳郎） 分かりました。

この9ページの下の方に、医師を含む医療従事者の不足って書いてあるんですが、今現在の市立病院において適正な人数っていうか、そういうのは何人ぐらい必要なんですか。

○市立病院事務長（平塚孝三） 当院の看護基準、施設基準におきましては、医師は3名必要ということになっております。常勤医2名ということと、あと非常勤医が対応していただく時間というのがありますので、それを常勤換算いたしまして今施設基準をクリアしている状況です。

○10番（下竹芳郎） これ看護師が28名ですかね、看護師28名というのは適正な人数なんですか。

○市立病院事務長（平塚孝三） 当院におきましては、入院部門、外来部門とありますけれども、施設基準上は満たしているところです。あと夜勤を行うということで、一般病棟につきましては1人当たりの夜勤時間が72時間を超えないようにローテを組まないといけませんので、その必要人数を今のところ確保できているところです。

○10番（下竹芳郎） コロナ禍で大変と思うんですが、人員を確保して健全な経営をお願いいたします。

○9番（立石幸徳） 報告書の16ページですね、ここの医業費用、退職給付費、それで、一般会計のほうも、今度の3年度決算の最初に企業会計の退職手当について、それぞれの企業会計で退手組合に納入すると。市立病院の関係では、総務課長のほうから553万円と3年度分がですね、この分はどこに出てくるんですか。

○市立病院事務長（平塚孝三） 16ページの目の給与費、節の手当の部分に経費分は計上されているところです。

○9番（立石幸徳） 確認ですけど、手当の1億2,300万ですね、この中に553万は入っていると、こういう確認でいいんですか。

○市立病院事務長（平塚孝三） そのとおりでございます。

○9番（立石幸徳） そうしますとその下の退職給付費ですね、973万5,000円端数はもう省きますけど、実支出額と引当金計上額が出ていますが、この意味はどうなるんですか。

○市立病院事務長（平塚孝三） 先ほどの退手組合の負担金につきましては、全適前、平成21年4月以前に採用された職員分ということで、5名分の負担金となっておりますけれども、退職給付費につきましては、全適以後、平成21年4月以降に採用された職員については、その年度に退職されたものとみなしまして、その支給額に満つるまで退職給付引当金に積み立てております。

この実支出額につきましては、令和3年度の年度末に1名の看護師が退職した関係で、その1年分というのはまだ決算整理で積み立てることとなっておりますので、当年度分を積み立てをせず実支給額として支給しているところです。

残りの部分につきましては、令和2年度に退職されるものとして、引当金に積み立てておりますので、引当金から支出するという経理になっております。

○9番（立石幸徳） 非常に複雑な話になっていますが、まずよく分からないのは、平成21年度で線引きをしているのは、退手組合の都合なんですか、どういうことで21年で区分けしているのでしょうか分けているんですか。

○市立病院事務長（平塚孝三） 病院事業が公営企業法全部適用をする際に、適用後は病院で職員を直採していくという協議になっておりました。その当時、病院直採の退職手当につきましては病院事業で負担するという協議になっておりましたので、そこで線引きがされているところです。

○9番（立石幸徳） 公営企業法適用というのは、病院の場合は全部適用だったんですかね、最初1回きりのいわゆる、公営企業法の全部適用ということになるんですか。

○市立病院事務長（平塚孝三） 平成21年3月までは地方公営企業法の当然の一部適用、平成21年の4月からは全部適用の条例制定をお願いいたしまして、全部適用したということになっております。

○9番（立石幸徳） それからコロナの関係も出ましたけどね、これは本年、本年度じゃないですよ本年1月当初に臨時会がありましたよね、市長が欠席した正月早々の臨時会。その原因が、市立病院の職員がコロナに感染をしたと、そしてそれから院長も感染したと、そして院長と市長は濃厚接触があったので、保健所の指導を受けて市長は臨時会は欠席したと。院長が感染したのはもう市民はみんな知っているんですよ。そして、ファクスも議員にも配られたんです。

私が聞きたいのはな、そのときにそのファクスの中身が、鹿児島市の在住職員とかなんかって、これどういう意味ついたら、院長は鹿児島市在住になっているんですか。

○市立病院事務長（平塚孝三） 院長の住所は鹿児島市の住民となっております。

○9番（立石幸徳） 今、はっきりと確認しましたが、そのときのファクスは、市立病院の鹿児島市在住の職員と、何かこれはついたら、院長のことよちゅうことで、もう市民の皆さんが全部承知の上ですがね。個人情報どころじゃないですよ。

そういうことで、きちっとね、病院っていうのはやっぱりコロナ感染を防止する医療機関ですから、その辺のコロナの件についてはしっかりした対応をしとっていただきたいと要望しておきます。

○8番（豊留榮子） 18ページの病児保育の一時預かりなんですけれども、これは前年度に比べるとちょっと子供たちの人数が減っているかなと思うんですけれども、この病児保育が枕崎市立病院にこういう制度の保育施設がありますよ、病後施設がありますよという、そのお知らせといますか、そういうのはどのようにされているんですか。

○市立病院事務長（平塚孝三） 病児保育の案内につきましては、2か月に1回、ポッケ便りということで便りを発行いたしまして、市内の保育園でありますとか、小学校の低学年の利用とい

うことで小学校などそういったところにそのチラシを配付して周知を行っているところです。

○8番（豊留榮子）　そういうお知らせがあるってことはほとんどのお母さん方、子育てしている方々は知っていると思うんですけどね。この利用する方たちは新しい方たちが増えているってことですか。

○市立病院事務長（平塚孝三）　病児保育の利用者につきましては、先ほど冒頭で説明しましたけれども、令和3年度につきましては261人、前年度は193名でしたので68名程度増えているところです。

利用される方は、枕崎市内に限らず、例えば枕崎に勤務していて、どうしても預けてお仕事に行きたいと、そういう方も南九州市でありますとか、南さつま市でありますとか、そこの利用者もあるところです。

○8番（豊留榮子）　こちらに働きに来るお母さんたちも利用されているということで、とてもいいことだと思うんですね。安心してお母さんたちも働けると思うんです。これをもっともっと充実させて、もっと広げてほしいな。まだ困っている方たちっているんですね。

ですから、そういう方たちにまで届くようなこの周知方法というか、大変なこととは思いますが、そういう点では何か考えていらっしゃいますか。

○市立病院事務長（平塚孝三）　この病児保育の事業の案内につきましては、市のホームページ上にも掲載して案内しております。市外の方も利用できるようになっておりますけれども、そういったホームページ等を閲覧していただくということで情報発信をしているところです。

○2番（眞茅弘美）　今の病児保育についてなんですけども、このようにしてせっかくいいサービスがあるんですけども、お願いするときに申請書を何か提出しないといけないんじゃないですかね。

○市立病院事務長（平塚孝三）　利用に当たりましては、年初めにその申請を福祉課にさせていただく制度になっております。

○2番（眞茅弘美）　その申請書を出しておけば、例えば保育園に連れて行ったときに熱が出ましたと、そのまますぐ連れて行けますかね。

○市立病院事務長（平塚孝三）　先ほども申しましたとおり、年度初めにその利用の契約ということで結んでいただきまして、例えば病児保育ということで施設を運営しておりますので、まず、その病状を小児科のほうで診察をしていただいて、小児科の診断を受けまして利用開始できるという制度になっております。

○2番（眞茅弘美）　診察を受ける必要があるっていうことですね、ちょっと以前も市民の方から利用しやすくできないかっていうことで、ちょっと福祉課のほうにもお願いをしたんですけども、仕事がある中で、急に小児科とかほかの病院に診察に行ってからってなると、大変時間もかかりますしっていうことで、その診察が市立病院のほうでできないかっていう声があったんですけども、もうちょっと利用しやすくできないかと思うんですけども、そちらのほうを検討をお願いしたいんですけども。

○市立病院事務長（平塚孝三）　小児科診療につきましては、冒頭のほうでも説明いたしましたけれども、年間52回行っております。

小児科診療につきましては、毎日曜日と市立病院が年間13回ぐらい当番医になっておりますけれども、その当番医のときに小児科の先生1名を派遣していただきまして、小児科の診療は10時から5時までということで行っております。ですので、市立病院で小児科の平日の診療というのは、今の体制の中で難しいのかなとは考えております。

○5番（禰占通男）　先ほどあった院長問題、職員を採用するときは本市に在住するっっちゃうのが暗黙の了解じゃないですか。院長に対しては、鹿児島に住所があっっているんですか、簡単に考えたら、違いますけ。

○市立病院事務長（平塚孝三） 病院職員の採用の条件ということで、今も随時募集という形で行っておりますけれども、市長部局の職員の採用につきましては、採用に当たっては市内に居住することという条件を付しております。

看護師の確保、市内だけで応募がなかなかできないと、医療従事者確保の観点から、通勤可能なところからでも採用できるようにということで、病院の職員の採用の条件としましては、そのような条件は付していないところでございます。

○5番（禰占通男） 前も婦長級の方が見つからないってことで市外から採用した件もありましたよね、二、三年前に、今もいるのか分らんけど。実際ありますよ。

それで、今病院を建て替えて、そして医師宿舎も建て替えましたよね。そのときも今の院長は鹿児島に住んでいるのに何で必要なのかと、私も議場でも言ったこともありますよ。あれは3棟だったですか、4棟だったですか。その中で今院長が医師宿舎を使っているっていうその使用率はどうなっているんですか。

○市立病院事務長（平塚孝三） 今、医師宿舎が3棟ありますけれども、院長につきましては、当直の場合でも院長室で待機している状況なので、医師宿舎については院長は使用していないところです。

○5番（禰占通男） 今、事務長も言いますけど、病院は別として、実際、本市の職員を雇うときは、募集要項に枕崎市に在住できる方ちゅうのは大体の要件じゃないですか、副市长。

○副市长（本田親行） 一般職の採用条件といたしまして、5番委員がおっしゃるとおり、市内居住可能な方ということで募集を行っております。

ただいま市立病院の事務長が答弁いたしましたとおり、看護師等市立病院の職員を募集するときには、スタッフの人員不足ということもございまして、現に今薬剤師も看護師も必要人員を充足されていない中で、なおさら市内居住という条件を付した場合には、確保が難しいといった観点で、市内居住という条件をつけずに市立病院が募集を行っております。

そのほか、一般職の場合は市内の企業に勤務していないことといったような条件をつけておりませんけれども、市内の医療機関に勤務していないことといったような、また別な条件を付したりして募集を行っている状況にございます。

○5番（禰占通男） 決算以外に足を踏み出すかも分かりませんが、前も小中学校の教職員についても、教育委員会に一応、注文ちゅうことで出したこともあるんだけど、教職員についても枕崎市に在住してない、そういう教職員が多いですよ。そのときも、家庭の事情何だかんだちゅう教育長からの説明もありましたけど。実際、市の仕事をするのであれば、本市に在住するのが私は当たり前だと思うんですけどね。だって、簡単に言ったら、企業会計であれ何であれ、市民の税金で働いているわけじゃないですか、いくら県や国のお金が大部分だと言っても、私はそう思いますよ。

これについてはまた担当課、市長以下何か考えてもらいたいですね。教育委員会を含めて市立病院、お願いしときます。

○13番（清水和弘） 関連なんですけどね、今現在の院長の枕崎市立病院の在任年数は何年なんですか。

○委員長（沖園強） ちょっと趣旨が分らんのですが。

○13番（清水和弘） 市立病院の院長の在任年数。

○委員長（沖園強） 13番委員、先ほども御答弁あったんですけど、また聞かないかんですか。

○13番（清水和弘） ちょっと聞いていなかったもんだから。

○市立病院事務長（平塚孝三） 先ほど東委員の御質疑に答弁しましたがけれども、17年在任しております。

○13番（清水和弘） それに追及したいんですけど、それはもう置いといて、31ページのです

ね、地区別入院・外来患者の状況、この表についてなんですけど、いいですか。この表を作った目的というのは何なんですかこれ。

○市立病院事務長（平塚孝三） 地区別入院・外来患者の状況ということで、これまでも統計ということで示させていただいているのですけれども、今、枕崎5地区ありますけれども、地区からどの程度外来患者が見えているのか、それと市外からの入院、外来につきましても、どの程度枕崎市立病院を利用されているかという趣旨からこの統計を続けているところでございます。

○13番（清水和弘） 統計を取っとるのは分かりますけどね、これをどのように生かすかということなんです。どのように生かしとるんですか。

○市立病院事務長（平塚孝三） この統計につきましては、先ほども言いますように、実際、どの地区からどの程度の患者が見えているのか。市外から見えているのかというのも統計を取っておりますけれども、例えば入院につきましても、いろいろ介護施設等からの入院もあります。

そういった市内住民だけではなく、南薩地域をエリアとした、例えば入院の紹介の状況、それと市外からの利用も高めていきたいと考えているところです。

○13番（清水和弘） 今の話を聞いてとったら入院患者の確保というようなことでいいんですかね。

○市立病院事務長（平塚孝三） 入院患者の確保というよりも、市立病院を利用させていただくということで、一応この統計は取っているところです。

○13番（清水和弘） その利用させていただくということはやっぱり患者が来なければ利用はできないですね。何か市立病院に入院あるいは外来で来ることによって、その患者としてはどのようなメリット・デメリットが発生しとるわけ。それでないとこんな統計取るのはおかしい。

○市立病院事務長（平塚孝三） 市立病院を利用するメリット・デメリットっていうのをここで私のほうからお話しする材料を持っていないところです。

○13番（清水和弘） 目的がないとこういう統計は取らんでしょう。何か目的があつてしとるんじゃないですか。

○市立病院事務長（平塚孝三） 繰り返しの答弁になりますけれども、南薩地域、南薩医療圏とした統計を取りながら、その実情を把握していきたいということで、この統計を取っているところです。

○13番（清水和弘） 私としてはですね、ずっと市立病院の会計は赤字続きだったもんだから、これを少しでも改善するんじゃないかと、改善しようと思ってこういう統計を取ったんじゃないかなと思ったんですよ。そうした目的がないとですよ、ただ統計を取る、何のための統計か分からんんじゃないですか。

それとですね、この下のほうにあるけど病状別入院患者数の状況の推移なんですけどね、これ見たら全部を網羅しとるのかちょっと私は分からんのですけどね。これをどのように生かしたいんですかこれは。

○市立病院事務長（平塚孝三） 先ほどの答弁と同じような答弁になりますけれども、枕崎市立病院に入院する患者の疾患別の統計を取りまして、その年度年度の実情を把握していくということで統計を取っているところでございます。

○13番（清水和弘） 私としてはですね、こういう統計を取ることによって、市立病院の宣伝って言ったら悪いんですけど、なると思うんですよ。今、病院事務長の答弁というのはちょっと私は納得できないわけなんです。目的っていうのがあるからこそ、その目的も何かに生かそうとする目的があるからこそ私はこういう表も作ると思うんですよ。どうもその辺が納得できないんですけどね。もうこれで質疑は終わりますよ。

○14番（吉嶺周作） 入院患者数なんですけど、令和2年度と令和3年度が出てはいるんですが、このコロナに感染して市立病院に入院された人数は、令和2年度からスタートしていると思うん

ですけど、何名ずつだったんですかね。

○市立病院事務長（平塚孝三） 当院は御存じのようにコロナ感染症の受入協力機関として公表しているところです。

コロナの感染症の受入数につきましては、令和2年度が10名です。その病床につきましては150床、令和3年度につきましては47名が入院しているところです。その利用は470床ということで受け入れているところです。

○14番（吉嶺周作） 令和2年度、令和3年度で、本市は約50の方が感染したんですけれど、今年令和4年に入って、1,950名の感染者が急激に増えているんですが、今年8か月余りなんですけど、どの程度の入院患者数になっているんですか。

○市立病院事務長（平塚孝三） 令和4年度につきましては、8月末までに31名の方を受け入れております。延べ274床になります。

○14番（吉嶺周作） 病床の確保というのは、どの程度確保しているんですか、現時点で。

○市立病院事務長（平塚孝三） 今現在は、入床病床7床を確保しております。それと疑い患者ということで2床、合わせて9床確保することとしております。

○14番（吉嶺周作） それと別件でこの33ページの医療費未収金一覧表っていうところがあるんですが、令和3年度が突出して未納件数と金額が大きいんですけれど、その理由は何でしょうか。

○市立病院事務長（平塚孝三） 冒頭でも説明したとおり、今年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の関連補助金というのが増えております。

この下のほうの未収のその他という欄があるんですけれども、ここに4,419万9,577円の未収が出ておりますけれども、そういった県の補助金でありますとか、3月にそういう実績がありまして請求しているんですけれども、実際、現金が入ってこないということで、そういう補助金の増に伴いまして、この未収金が膨れているということになっております。

○14番（吉嶺周作） 今後、回収できるということですよ。

○市立病院事務長（平塚孝三） その他の欄の公費負担金に大きな額を書いておりますけれども、この分につきましては5月末現在で全て入金を終えているところでございます。

○委員長（沖園強） ほかにありませんか。——ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

認定事項第5号中、令和3年度枕崎市立病院事業剰余金処分計算書は、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○委員長（沖園強） 異議もありませんので、認定事項第5号中、令和3年度枕崎市立病院事業剰余金処分計算書は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

さらにお諮りいたします。

認定事項第5号は、認定すべきものとするに御異議ありませんか。

[「異議あり」と言う者あり]

○委員長（沖園強） 異議がありますので、挙手により採決いたします。

認定事項第5号は、認定すべきものとするに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長（沖園強） 挙手多数であります。

よって、認定事項第5号は、認定すべきものと決定いたしました。

ここで執行部入替えのため暫時休憩いたします。

△認定事項第 6 号 令和 3 年度枕崎市水道事業決算

○委員長（沖園強） 再開いたします。

次に、認定事項第 6 号令和 3 年度枕崎市水道事業決算を議題といたします。

当局に説明をお願いいたします。

○水道課長（上園秀人） 認定事項第 6 号令和 3 年度枕崎市水道事業決算について主な点のみ御説明いたします。

決算書の 7 ページ水道事業報告書をお開きください。

まず、初めに業務量について説明いたします。令和 3 年度末における給水戸数は 1 万 0, 211 戸、給水人口は 1 万 7, 106 人となり、前年度に比べ給水戸数では 94 戸、率にしまして 0. 9% の減、給水人口では 508 人、率にしまして 2. 9% の減となりました。

また、年間配水量は 264 万 6, 460 立方メートル、有収水量は 242 万 1, 701 立方メートルとなり、前年度に比べ年間配水量では 5 万 4, 232 立方メートル、率にしまして 2. 0% の減、有収水量では 4 万 8, 031 立方メートル、率にしまして 1. 9% の減となりました。有収率は 91. 5% となり、前年度を 0. 1 ポイント上回りました。今後も、更に漏水防止対策等の強化を図り、有収率の向上に努めてまいります。

建設改良工事では、建設改良費の決算額が 3 億 2, 229 万 2, 486 円となり、主な事業内容は、令和 2 年度から実施している片平山配水池更新事業本体築造工事及び同更新事業に係る配管敷設工事や電気機械設備工事並びに山口松下線配水管改良工事などの老朽管更新事業など 10 路線 915 メートルを施工いたしました。

また、白沢水源池硝酸性窒素除去装置イオン交換樹脂取替工事などの施設設備の更新 12 事業を実施し、施設の整備、改修を計画的に進めるとともに、枕崎・別府系多系統化事業では、白沢西第 2 水源池受水槽新設工事及び岩戸ポンプ場受水槽更新工事を施工して、安全で良質な水の安定供給に努めました。

次に、経理状況について御説明します。

収益的収入及び支出では、税抜きでの総収益 4 億 0, 811 万 5, 704 円に對しまして総費用 3 億 5, 469 万 5, 058 円で、差引 5, 342 万 0, 646 円の純利益となりました。

これに、前年度繰越利益剰余金 3, 868 万 1, 865 円、その他未処分利益剰余金変動額 1 億 1, 200 万円を加えると、令和 3 年度末における未処分利益剰余金は 2 億 0, 410 万 2, 511 円となります。

資本的収入及び支出では、収入額 1 億 7, 669 万円に對しまして支出額 4 億 5, 755 万 9, 655 円となり、差引きで 2 億 8, 086 万 9, 655 円の不足が生じたことから、この不足額を過年度分損益勘定留保資金 78 万 1, 954 円、当年度分損益勘定留保資金 1 億 3, 955 万 3, 059 円、建設改良積立金 1 億 1, 200 万円並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 2, 853 万 4, 642 円で補填いたしました。

引き続き、4 ページをお開きください。

令和 3 年度の剰余金の処分について申し上げます。未処分利益剰余金については、上の表の枕崎市水道事業剰余金計算書右から 3 列目中ほどに書いてあります前年度の繰越利益剰余金として 3, 868 万 1, 865 円、建設改良積立金の取崩しとして 1 億 1, 200 万円、当年度純利益として 5, 342 万 0, 646 円の合計額 2 億 0, 410 万 2, 511 円が未処分利益剰余金となりました。

この未処分利益剰余金を下の表の剰余金処分計算書（案）に記載のとおり使用済みの建設改良積立金 1 億 1, 200 万円を資本金へ組み入れ、利益剰余金のうち 5, 000 万円を建設改良積立金に処

分しようとするものです。

以上、主なもののみ説明いたしました。よろしく御審議くださるようお願いいたします。

なお、配付いたしました資料は、水道事業収支計画表、収益的収支計画表、資本的収支計画表及び県内19市の決算業務量一覧表ですので、お目通し方をお願いします。

○委員長（沖園強） ただいま説明がございましたが、委員の質疑に際しましては、ページや事業名を示しの上、質疑されるようお願いいたします。

また、質疑の趣旨等分かりづらいものについては、確認のため、反問を許可いたしますので、明確な御答弁をお願いいたします。

それでは審査をお願いいたします。

○13番（清水和弘） 配付された水道事業収支計画表の中なんですけどね、この収益的収支のところの人件費なんですけど、平成30年とです、令和13年見込みとあるんですけど、これは大分差があるんですけど、これはどういうことで職員が多くなっているんですか、どうなんですか。

○水道課長（上園秀人） この人件費につきましては、経営戦略を策定しておりまして、その過程の中で人件費については、物価上昇、労務単価の上昇とかそういったものを含めて少しずつ上がっていくと計算されていると認識しております。

○13番（清水和弘） この金額が多くなったら他会計のほうにも全部響いてくるんじゃないですか。

○副市長（本田親行） 他会計への影響ということでございますけれども、水道会計、企業会計等の企業会計の区分なく職員採用を行っております。また人事異動も会計年度間を通じて行われるわけでございますので、人件費が伸びている要因としまして、水道課長が言ったような要因もございまして、人事異動による増減もございまして。

また、令和3年度におきましては、9番委員からの御質疑もありましたけれども、退職手当の負担を各企業会計が負担していくということで取決めを行っておりますので、令和3年度の増加分についてはその分もあると考えております。

○9番（立石幸徳） 片平山配水池のことです、これが近年の水道事業のある意味で大きな事業になっていて、令和3年度でおよそ工事の本体といたしましうか終了をしたような感じで、4年度は外構、外回りの工事になるということですが、中のほうですね外構を除く部分、施設の部分、これ予定どおり設計どおり終了したというふうに見えていいんですか。

○水道課長（上園秀人） 昨年、12月の広報で市民の皆様にもお知らせをいたしましたけれども、11月8日をもって通水を開始しております。ですので、昨年の工事については11月8日で終わって全て運用まで至っているということでございます。

そして現在行っているのは、外構工事を行っている。乗り入れ口であるとか、舗装であるとか、そういったものを行っているということでございます。あわせて、一般質問でもありましたけれども、昨年決算委員会でもありましたのり面の景観施設のツツジの植え替え工事を行っているところです。11月には完成ということになるかと思っております。

○9番（立石幸徳） 市民の皆さんへの配水池の工事のPRの仕方といたしましうかね、こういった成果、効果があると、この点について、私どもは市民の皆さんにどういうふうに伝えたいんですかね。

○水道課長（上園秀人） 今度の配水池は高さが約10メートル上がっております。地下型から地上型に、以前の配水池でございまして見えなかったと思っておりますけれども、見えるようになっております。そのため、これまで水圧が低かった地域、妙見町であるとか、若葉町であるとか、山口集落の上のほうであるとか、そういったところの水圧が約1キロ上がっておりまして、利便性が向上しているものと考えているところです。

○9番（立石幸徳） その利便性が向上している、考えているっちゅうんじゃないなくて、実際その検証というか、そこまではされてないんですか。

○水道課長（上園秀人） その検証につきましても、市内10か所の地域、その中でもこれまでも高かった地域、恵比須町であるとか、そういったところの影響も含めて10か所程度の計測をして、平均で1キロ程度上がっているということになります。

○9番（立石幸徳） はい、分かりました。

○8番（豊留榮子） 7ページの最初に出てくるんですけれども、給水戸数ですね、毎回毎回戸数が減っていくし、人口も減っていくということなんですけれども、このままいくと水道の利用者がいなくなっちゃうんじゃないかと思うぐらいの勢いで何か減ってきているんですけれども、これ何とか食い止める方法というのは何か考えていらっしゃるんでしょうか。

○水道課長（上園秀人） 給水区域の人口につきましては確かに日本国内含めて人口減少ということで減っております。市内には、給水区域内で集落水道を使用されているところもございます。そういった方々が少しでも市の上水道事業に加入していただくようなことになれば、食い止めることは可能であると考えますけれども、ただ集落水道につきましては歴史的な背景もございまして、すぐ上水道区域だから市の水道に入りなさいとはなっていないということになります。

○8番（豊留榮子） それはもう私も承知していますし、皆もう自分のとこの水道水はおいしいんだって自慢されます。私たちのところもそうだったけれども、結局は市の水道に加入したというあれなんですけれども、そういうところはどういうふうに考えていらっしゃるのかなと思っています。

○水道課長（上園秀人） 水道ビジョンの中でもうたっておりますけれども、これまでは、拡張の時代で、どんどん第2次高度成長期からですね、拡張していったわけですけれども、今後はもうその人口減少を見据えて、ダウンサイジング、規模をどんどん縮小していきなさいということで、平成29年度に策定した水道ビジョンでも規模を縮小していく方向で考えているところです。

その過程で、今回の片平山配水池においても、4,600トンあった配水池を3,000トンで造って、費用対効果も含めた中で造っていくと、そういったふうになっていくんだらうと思います。

○8番（豊留榮子） 何かちょっとあまりびんとこないんですけれども、とにかくこれを何とか食い止めていかないと、本当に一般の人からしたら水道料が上がっていくんじゃないかという心配もあると思うんですよね。そういうところも含めて、具体的にこう将来を見据えてっていうんですかね、考えて行ってほしいと思うところです。

○13番（清水和弘） 今担当課長の話を聞いてたらですよ、実は私らも大塚は大塚水道でやっとならうんですけどね、これを枕崎の市の水道に入れてもらう場合ですよ、これは今使ってる配管はそのまま使うっちゅうことなんでしょうか。

○水道課長（上園秀人） 家庭内の配管につきましては、大塚集落の場合の水圧と市の水道の水圧と違いますので、そこを検査をいたしまして、適合できるということになれば、そのまま使えるというふうになります。ただ、市が指定している材料以外の物が扱われているとすれば、それは使えないというふうになるかと思えます。

○13番（清水和弘） 実は、塩屋集落の場合もですよ、そういう一部市の水道に入ると思うんですけど、そのときはどのような形でしたらうか。

○水道課長（上園秀人） 塩屋集落につきましても、立神前水道組合というのがございまして、そこから水質が悪いので市の水道を引っ張ってくれないかということで、配管整備もしていった歴史があります。その過程において市の水道に移行する場合には、先ほど説明したように、給水の申込書を出していただいて、これはもう全ての上水道区域内の方でも出してもらおうんですけれども、その設計基準に合致していると、かつ水圧に耐えられるか、そういった耐圧的基準に耐えられればそのまま使えるというふうになります。

○5番（禰占通男） 収支計画表のこれの収益的収支の下側に、積立金というのがあるんですけど、これはもう今年度もなんだけど、これはずっとゼロが続いているんですけど、積立金というのはこれ令和4年度以降も必要はないんですか。

○水道課参事（今給黎仁） この積立金につきましては、申し訳ございません、毎年、剰余金処分計算書ということで、いつも決算のときに提出させていただいているんですけど、このときに剰余金の額に対して、今度どのように積立金に入れるかというのも示して、議会で議決していただいているわけですけど、その金額になりますので、これについては、実際の収益が確定してからでないとおちよつとここのところの数字というのははっきりしないと。しかし、その部分については、この当年度未処分利益剰余金から、この毎年幾ら4年度であれば4,508万6,000円とかこういう記載があるわけですけど、それから積み立てられる金額分をここに積立てていくという形でどんどん記載がなっていくますので、当年度積み立て分が積立金と翌年度の剰余利益の合計と思っていただければちよつと分かるんじゃないかなと思います。

ですからこの積立金というのは、毎年の決算の状況に応じてその金額を決めるということで、あくまで、ここの収支計画書には、ゼロという形で記載をしているということで御理解いただければと思います。

○5番（禰占通男） それともう一つ上のほうに①から②の損益ということで、令和3年度までは5,300万ぐらい、あとこれ令和4年になると200万、それで令和5年度がまた400万という、少しずつ増えていったりこの変動なんだけど、令和4年度分のこの数字がもう何か違うんだけど、どうしてですかこれ。

○水道課長（上園秀人） ここの数字につきましては令和3年度を見ていただければ、当初予算の収益については390万6,000円で予算には編成しておりましたけれども、経費の節減であるとか、大きな事故等もなく支出を抑えられたことから、5,300万の損益になってきているわけです。

令和4年度以降の数の少ない数字について、これあくまでも予算ベースということで考えていただければと思います。ですので令和4年、令和5年以降も給水人口等の収益減っていきますけれども、経費の節減や効率的な運営を図って行って、ここに損益のプラスが多くなるようにということで今の時点では考えているところです。

○5番（禰占通男） あともう一点、先ほどもありましたように、片平山配水池が稼働したということで水圧ですけど、課長が今1キロ上がったと言ったけど、これ、1キロ上がったことによる漏水っていうのはないんですか。本管はないと思うんだけど、もう私の実家なんかは下手すると60年ぐらい前のやつなので、引込みからあとは、そういうところの漏水っちゅうのは上がってないんですか、どうなんですか。

○水道課長（上園秀人） 昨年11月に通水を開始して、一番使用量が少ない夜中に切替えを行いました。それは、水が多く動いておりますと濁りの問題とか、水圧で破裂するおそれがあるとか、そういったことで、夜中に行ったわけですけども、その後、先ほども申しましたように10か所ほどモニターもしていますし、漏水につきましては12月期には給水管を含めて、片平山周辺、水圧が上がった地域の漏水が10件ほどあったと思います。その後落ちついておりますけれども、多少、そういった古い給水管の御家庭については、1キロ上がったことによって影響がないとは言えないかと思います。

ただ、以前から広報等でもお知らせをしていますように、水道管は永久に使えるものではありません。ですので、古くなった給水管は取り替えてくださいよということでお願いをしていく形になろうかと思っています。水道の基準では、1.5キロから7.5キロというのが水道の基準となっております。その範囲でいきますと59メートルですので、最大満タン入っても、海拔ゼロメートルのところでは5.9キロだというふうになろうかと思っています。

○5番（禰占通男） 蛇足か知らないけど、片平山が稼働したことによる漏水に対して、なんか

特別な補助とかないんですか。

○水道課長（上園秀人） 漏水の減免処理につきましては、これまでも地下漏水があった場合には、古い管であろうが2分の1の減免をするという制度がございます。

今回片平山配水池を設置したからといって、その影響で漏水したからということでは、そういった制度はございませんけれども、従来からある制度で地下漏水については2分の1の減免の制度があると。地上漏水については、管理をしていく責任もございますので地上漏水についてはないということになります。

○13番（清水和弘） 今の関連なんですけどね、配管っていうのも老朽化して行って、大体何年程度、耐用年数というのかな、見込んでいるんですか。それを見込んで定期的に計画的に、送水管も変えるべきだと思うんですけど、そういうのは考えていないんですか。

○水道課長（上園秀人） 法定の耐用年数につきましては、40年と決まっています。しかしながら実際は60年とか、その1.5倍ぐらいで経年管で使う場合もありますし、大きな管のダクタイル鋳鉄管とか、そういった今は新しい管も開発されておまして、もっと長く使えるんだろーうというような形になっております。

県あたりの補助、移設をするときなんかの補償費の算出方法についても1.5倍程度を見ているということになりますので、60年というふうになるかと思えます。

○3番（上迫正幸） 漏水のことに触れておりますのでちょっとお聞きしたいんですが、目に見える部分の漏水は分かるんですが、目に見えない部分に漏水があった場合は、どういうふうに市のほうで分かるんでしょうか。

○水道課長（上園秀人） 水道メーターにパイロットというものがございます。星型のマークでございます。これは蛇口が止まっていれば、絶対止まってないといけないものでございます。これが水を使用していないのに回っていると、ゆっくりでも回っているということになれば漏水の疑いがあるということになります。

検針を毎月やっているわけですけども、検針者もそういったものも確認をしながら、もし回っていたら住民の方にお知らせをして修理していただくと、指定給水事業者と直接契約ですので、その方で修理をしていただくというふうになっているところです。

○3番（上迫正幸） メーター以降はやっぱり個人の負担なんですか。

○水道課長（上園秀人） メーター器が基準ではなくて、水道法上は本管の分岐地点以降は個人の財産、給水管、給水装置ということになります。

施工して、そこから引っ張っていくのは新築の場合も個人でございます。個人の財産ですので、お隣がその管から引っ張ることは同意がなければできないと考えておりますけれども、いろいろ市町村で管理の基準についてはまちまちであります。

本市を含む南薩方面では、側溝の境界ブロックの所が官民境界になるわけですけども、そういったところを基準点として、道路部分については水道課のほうで応急修理という形で修理を行い、配管替えの場合にもそこまでは取り替えております。

ただし、その官民境界以降につきましては、メーターの手前であろうが奥であろうが、個人で修理をお願いしているところです。

○13番（清水和弘） 今水道課長が言うてた官民の境界ですね、それはもう我々住民は分かってないわけですよ、知らしておるんですか。

○水道課長（上園秀人） 以前も数回、水道だよりということで、この場合には水道課が修理をしますよと、古くなった管については取替えをしてくださいよと、そういったお知らせは数回にわたって行っております。

○委員長（沖園強） ほかにありませんか。——ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

まず、認定事項第6号中、令和3年度枕崎市水道事業剰余金処分計算書は、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○委員長（沖園強） 異議もありませんので、認定事項第6号の令和3年度枕崎市水道事業剰余金処分計算書は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

さらに、お諮りいたします。

認定事項第6号は、認定すべきものとするに御異議ありませんか。

[「異議あり」と言う者あり]

○委員長（沖園強） 異議がありますので、挙手により採決いたします。

認定事項第6号は、認定すべきものとするに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長（沖園強） 挙手多数であります。

よって、認定事項第6号は、認定すべきものと決定いたしました。

ここで執行部入替えのため暫時休憩いたします。

午後2時46分 休憩

午後2時48分 再開

△認定事項第7号 令和3年度枕崎市公共下水道事業決算

○委員長（沖園強） 再開いたします。

次に、認定事項第7号令和3年度枕崎市公共下水道事業決算を議題といたします。

当局に説明を求めます。

○水道課参事（今給黎仁） 令和3年度枕崎市公共下水道事業決算について主な点のみ御説明いたします。

決算書の7ページ公共下水道事業報告書をお開きください。

まず、初めに業務量について説明いたします。

令和3年度末における水洗化戸数は5,855戸、水洗化人口は1万1,253人となり、前年度に比べ水洗化戸数では15戸、率にしまして0.3%の減、水洗化人口では53人、率にしまして0.5%の減となりました。

また、年間汚水流入水量は161万9,426立方メートル、有収水量は143万1,548立方メートルとなり、前年度に比べ年間汚水流入水量では8万1,528立方メートル、率にしまして4.8%の減、有収水量では2万2,535立方メートル、率にしまして1.5%の減となりました。

有収率は88.4%となり、前年度を2.9ポイント上回りました。

建設改良工事は、処理場は令和2年度からの繰越事業である処理場汚泥処理最適化事業の基本設計が完了し、汚泥脱水・濃縮設備の改築更新事業の詳細設計は令和4年度へ事故繰越となりました。

また、関連事業である汚泥濃縮設備改築更新事業や処理場汚泥処理最適化の詳細設計は建設改良費繰越となりました。

管渠においては、管渠及びマンホール改築実施設計業務委託を実施したほか、マンホール等更新工事を8か所行い、健全で持続可能な下水道施設づくりに努めました。

次に、経理状況について御説明します。

収益的収入及び支出では、税抜きでの総収益7億4,497万6,862円に対しまして総費用6億

7,611万2,606円で、差引き6,886万4,256円の純利益となりました。

これに、前年度繰越利益剰余金97万4,435円、その他未処分利益剰余金変動額6,749万5,000円を加えると、令和3年度末における未処分利益剰余金は1億3,733万3,691円となります。

資本的収入及び支出では、収入額から翌年度に繰り越される支出の財源に充当する額370万円を差し引いた額6,584万5,570円に対しまして、支出額は3億2,031万1,540円となり、差引きで2億5,446万5,970円の不足が生じたことから、この不足額を過年度分損益勘定留保資金2,115万4,059円、当年度分損益勘定留保資金1億8,496万7,817円、減債積立金4,658万5,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額175万9,094円で補填いたしました。

引き続き、4ページをお開きください。

令和3年度の剰余金の処分について申し上げます。

未処分利益剰余金については、上の表の枕崎市公共下水道事業剰余金計算書の右から3列目の中ほどに前年度の繰越利益剰余金として97万4,435円、減債積立金の取崩しとして6,749万5,000円、当年度純利益として6,886万4,256円の合計額1億3,733万3,691円が未処分利益剰余金となりました。

この未処分利益剰余金を下の表の剰余金処分計算書(案)に記載のとおり、使用済みの減債積立金6,749万5,000円を資本金へ組み入れ、利益剰余金のうち6,900万円を減債積立金に処分しようとするものです。

以上、主なもののみ説明いたしましたが、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

なお、配付いたしました資料は、公共下水道事業収支計画表、収益的収支計画表及び資本的収支計画表ですので、お目通し方お願いします。

○委員長(沖園強) ただいま説明がありましたが、委員の質疑に際しましては、ページや事業名をお示しの上、質疑されるようお願いいたします。

また、質疑の趣旨等、分かりづらいものについては、確認のための反問を許可いたしますので、明確な答弁をお願いいたします。

それでは審査をお願いいたします。

○9番(立石幸徳) 下水道会計については、できるだけ早いうちに使用料値上げを検討しないと事業経営が困難になるということで、特に水質料金については業界とも話し合ってきたと思うんですけど、こういうコロナでなかなか実行できないっちゃうこともあるんですが、使用料の値上げについては、今現在の考え方というんですかね、コロナが収束したら、業界と話し合うということを考えているのか。

そういう使用料値上げをめぐるほうではどういうふうに担当のほうでは考えているわけですかね。

○水道課参事(今給黎仁) 下水道事業の3年度決算では、当年度未処分利益剰余金が6,886万円となり、内部留保資金も7,883万円ほど形成されているということで、比較的良好な結果とはなっているところです。

しかしながら、一般会計からの多額の基準外繰入金、いわゆる補助金に頼らざるを得ない状況でございます。

事業を営む上で主たる収入源であります下水道使用料は2億4,355万円で、公費負担分を差し引いた上で賄わなければならない汚水処理維持管理費用が2億8,632万円かかっており、経費回収率が決算書に記載のとおり85.06%となっており、現使用料で下水道事業を維持することは困難な状況であります。

経費回収率100%になるには、令和3年度決算上で、約4,277万円程度の増収が必要とされ、これは現使用料の17.6%に相当する額となっております。

また、世界情勢の影響により、汚水処理の動力費となっている電気代や汚泥運搬にかかるガソリン費用、円安に伴う国外からの材料・部品の価格高騰に伴う工事、修繕費用の上昇もありまし

て、今後の汚水処理維持管理費用はそれらも加味して算出する必要があります。

料金改定の実施時期や改定率につきましては、コロナ禍の状況が続いている上に、物価高騰の影響による市内の景気の状態を考慮しながら、具体的な計画を示していきたいと考えております。

いずれにしましても、下水道事業の経営状況上、料金改定は避けることはできないため、実施時期や改定率については、関係部署及び審議会等とも協議を行いながら準備を進めてまいりたいと考えております。

○9番（立石幸徳） 監査委員会のほうから出ている公営企業会計決算審査意見書、これ24ページに使用料単価及び汚水処理原価、2年度、3年度出ている、使用料単価はもうここに書いてあるように、前年度より22銭高くなったと。ただ汚水処理原価のほう、トン当たり前年度より8円80銭、原価のほうははるかにまた高くなっているんですね。

これはどういったふうに我々は考えればいいんですか。

○水道課参事（今給黎仁） 2年度と比べて3年度のほうは汚水処理原価が増えた、経営的には悪くなったという理由につきましては、1つは修繕費等が去年と比べれば増えている。

それから、人件費につきましては、今回の議会でよく話題になっております退職手当負担金、この額が上乘せになったということ、また、2年度よりもこの汚水処理原価が高くなったことが原因と考えているところでございます。

○9番（立石幸徳） 退職手当については病院のほうでは553万ちゅうことで、下水道は751万、3年度に出しているんですね。

この下水道が退職手当で出している751万はどこに計上されているんですかね。

○水道課長（上園秀人） 16ページですけれども、この総係費の手当1,401万4,998円のうち、751万5,600円が退職手当となっているところです。

○9番（立石幸徳） 決算報告書の21ページですか、2番目の引当金の計上方法(2)退職給付引当金、県の事務組合が支払いすることとなっているため、給付引当金は計上していないと、病院のほうは、公営企業の全部適用を受けて平成21年に区分けをしたりしているちゅう注記を書いています、この下水道会計の場合は、全部適用ということのライン引きっていいんでしょうか、その区分けは全然関係ないんですか。

○副市長（本田親行） 先ほど、病院事業会計の決算において事務長のほうが答弁いたしましたとおり、病院につきましては全適を契機に採用方法を病院で独自に行うと、それ以降の職員については、退手の積立てを行い、それ以前については総合事務組合の退手組合で支給を行うと申しております。

水道事業会計、下水道事業会計につきましては、全て退手組合のほうに加入して、先ほども申しましたけれども、採用を企業会計で行っておりませんので、全て総合事務組合に加入して退職手当は支給されていくということでございます。

○9番（立石幸徳） いや、病院の場合と水道、下水道の取扱い、違いはどういうことからそういう対応の違いが出ているんですかね。

○副市長（本田親行） 市立病院の場合は全適であるということで、全適以降は病院独自で採用を行っている、その違いでございます。

○9番（立石幸徳） 最後に私は下水道会計でこの悪臭問題、この件でいろいろお尋ねをしておきたいんですが、いわゆる終末処理場の悪臭対策っていうのは、多額の投資、出費を伴って対応をしていくということが今までの説明の中であったんですが、この悪臭対策の取組は今現在どうなっているんですか。

○水道課長（上園秀人） 終末処理場の臭気対策につきましては、今回、令和2年度から実施している汚泥最適化事業の中で、どのような臭気が発生しているのか、していないのか、そういう成分を含めた調査を行いました。

その結果、悪い項目がございましたので、3年度決算にも計上してあります脱臭設備の活性炭の入替え工事というものを実施しました。その過程で、入替え直後の排気口では、その悪性成分については検出がされないという結果も出ております。

今回、令和4年度から事業を実施する濃縮設備と脱臭設備の改築事業については、現在、下水道事業団と協定の締結を行うところまで行っております。下水道事業団が近いうちに発注をして、工事に取りかかっていくということになると思います。

この事業につきましては、令和4年度と5年度の事業となっておりますので、目標的には令和5年度中には完成をしたいと思っております。ただ、今もう令和4年半ば過ぎておりますので、こういった過程の中で若干遅れる可能性もございます。

○9番（立石幸徳） 本年度からの濃縮ともう一個のその対応をして、これでもう悪臭対策は完璧ということになるわけですか。

○水道課長（上園秀人） 現在問題になっているのは、大型商業施設に近い汚泥処理棟、あの辺が臭いがするという問題がありまして、汚泥ですので、濃縮設備とかそういったものが旧来品であるもんですから、臭気捕捉しにくい。しても、活性炭が腹一杯になって駄目になっていくと状況でしたので、そこについては昨年度取り替えまして、今回入れるのは高濃度臭気実績のある充填塔式生物脱臭と活性炭を組み合わせてするものでございます。

目標的には、敷地境界の基準値をちゃんとしっかりクリアをするというふうなことで成果があるというふうに聞いているところです。

○9番（立石幸徳） 説明の敷地境界っちゅうのはどうという境界なんですか。

○水道課長（上園秀人） 規制基準で、臭気の強度が敷地境界線における規制基準ということで2.5、ここが大体下限が決められているわけですがけれども、その基準値はそれでクリアできていくと、もちろんその、それ以上に臭気を発生しないように、新しい充填塔式生物脱臭、これで捕捉していくものと思いますけれども、目標的にはこの臭気強度2.5を設計基準としたところです。

○9番（立石幸徳） 悪臭対策というのはですね、なかなか技術的なことで我々も分からないところいっぱいあるんですけど、言われている話だけを一方的に信用すると、とんでもない間違いを起こす。

なぜかっていうと、かつて、枕崎飛行場近くの堆肥センターを、すごい投資をして対応してもう悪臭は出ませんと言っていたものが、立ちどころに悪臭発生をして、瑕疵担保を使って、もうてんやわんや、だから本当にああいう農村地帯のところでない町なかの悪臭対策っちゅうのはですね、念には念を入れていただきたいと思うんです。

それで、最後にこの悪臭対策に投資するそのいわゆる事業費っていうのはどういうふうになっているんですか。

○水道課長（上園秀人） 今回協定を締結した汚泥脱臭設備の改築事業につきましては2億5,900万円となっているところです。

○9番（立石幸徳） 最終的に、今、課長が説明されたその事業だけでは終わらないんでしょう、終わるんですか。

○水道課長（上園秀人） 脱臭の設備としては2億5,900万円で、別途汚泥の濃縮設備、これはもう汚泥を固めやすくする設備ですがけれども、これが6億6,600万円と、今の施設につきましては、臭気を発散するような加圧浮上式という旧式のもので、これも重力濃縮ということで、できるだけそういった臭気が拡散しないような施設に改築をしていくということになります。

直接的臭気対策の工事は、脱臭設備工事、関連して機器の更新についても臭気の発散しない機器を選定していくということです。

○9番（立石幸徳） どこまでを事業費というかそういうことよりもですね、とにかく2つ合わ

せて9億以上の事業費ですよ。この事業費をどういうふうにして捻出するかという問題もありますが、これほどの事業をするに当たってはですね、さっきの繰り返しになりますけど、本当にちゃんとした完璧なその悪臭対策になるように、これはもうお願いしておきます。

○5番(禰占通男) 今、脱臭、脱水ですよ。臭気対策ということで。あれはもう前も言ったことあるんですけど、密閉式というのは考えていないんですか。だって、いくらいい設備をしてもどっからか漏れるちゃうんだったら、もう全部覆ったほうがよさそうな気がするんですけどね。

○水道課長(上園秀人) 濃縮設備につきましては、今開放だったのですけれども、余剰汚泥とってそれと最初沈殿池のところからの汚泥と一緒に混ぜて濃縮しておりました。

今回、別個に分けて、初沈汚泥の生汚泥と余剰汚泥とを別個にして、今回造るものについては、重力式密閉で、全く外に臭気が漏れないような形のものを構築する予定でございます。

○5番(禰占通男) 私が言うのは、施設全体を、浄化槽のあるあそこをドームとか建屋ごとに全部もう密閉式にする必要はないのかということなんです。

何でかというんですよ。静岡の話だったけど、調査に行ったときに、関係者が屋上に上がりますかって言って、皆さん調査に行った人は屋上まで上がったんですよ。それでも臭いはしないから私は聞いたんですよ。そしたら、おたくのほうはどうしていますかって聞かれて、オープンですよって言ったらもうびっくりしているんですよ。ですから、向こうは地下まで掘って地下の装置も造って3階建てでそういうふうにして、脱水など全部をそういうのをやっているっていう考えですよ。

だから今、課長がお金を9億ぐらい合計でかけるんですけど、それをやっても、やがて老朽化、今の脱水機だって老朽化、活性炭だって、課長もさっきおっしゃったように、ある程度の入替えとかやってってことを言っていますよ。そしたら、密閉式、一番いいところが、今その近くの豊玉姫神社をちょっと川辺のほうへ行くと、左側に下水処理場がありますよ。かつては臭いがしましたけど、今はもう瓦屋根みたいな建物で覆って、近くを通っても何も臭いはしなくなった。

だからそれは、やはりいろんなことをして駄目なら、ほんなら全部覆いましょうというのが本当は私は素朴な考えだと思うんですけどね。

○水道課長(上園秀人) 終末処理場全体の建屋を全部覆ったほうが臭気がしないという御意見だと思いますけれども、莫大なお金もかかってきますし、現在は水処理施設については、最終沈殿池を除いては全て密閉になっていると。

隙間等々からそこら辺は出ていくのですけれども、今、臭気で問題になっているのは汚泥棟周辺だということで、その臭気対策を行っていくと。

下水処理場についても、かれこれもう40年近く供用開始をしてから運転しておりますけれども、もう老朽化等も著しくて、これから改築含めて更新をしていかないといけない、また、今回、7月の広報まくらぎきでもお知らせしておりますけれども、道路に埋めている下水道管路についても、供用を開始してから40年経過をしておりますので、これも老朽化が酷くなっていくという状況でございます。

そういった中では、現在のところ、その施設全体で莫大なお金がかかりますので、カバーまでは考えていないところです。

○5番(禰占通男) 南さつま市が今やっていますよね、もう稼働したかどうか分からないけど、庁舎の隣りにそういうあれを造って。私は何の工事をやるかなってのぞいたら、下水処理場っていうことですよ。あそこはうちとすると何かやり方が違うんですか。一応、それだけ伺っておきますけど。

○水道課長(上園秀人) ちょっとそこまで詳細には存じていないところですけども、枕崎市の下水処理については、長時間活性汚泥法という方法で高濃度汚水に対しても処理ができるということで、当初は活性汚泥法だったんですけども、関係機関との協議の中でそういった施設に

なっているということでございます。

○5番（禰占通男） 御存じだと思っただけ、大都市の下水道処理場というのは、その汚泥は配管でもう処理するところまで送り出す。だから、下水処理場はあるけど、汚水が入ってきてそれをある程度分離して、汚泥を配管で、その汚泥の、うちがトラックで運んでいるようなところでもう送水すると。それが大体が大きいところでやるもんだよと、もう教えてもらったんですよ。

だからうちは、人口的に汚泥の量が少ないから、今現在のそれでやっていくしかないんでしょうけど、それで脱水する段階で臭いがしてきますよね、調整池ちゅうのか、あそこを通ってもあんまりはしないんだけど、実際、脱水したあそこに来ると臭いがするというので、それが問題だと思っただけですね。

今後、計画していることだし、それがどういうふうになるのか私も分からないし、皆さんも完成してみないと分からないと思っただけですね。

今先ほど来ありますように、なるべく臭いが近隣住民に届かないようにしてもらいたいと要望しておきます、要望になるか分かりませんが。

○水道課長（上園秀人） 濃縮設備の改築に合わせましても、先ほど説明するような臭気が漏れないような設備に改築をしていきますし、今後、下水道事業の喫緊の課題である汚泥の処分費についても削減ができるような設備を投資をしてやっていく予定でございます。

○10番（下竹芳郎） 報告書の9ページ、ここにマンホール工事ってあるんですが、その1、その2、その3ってあって、マンホールの大きさとか種類も違うと思っただけですが、これ1枚当たりの単価が違うのはそういう理由ですかね。

○水道課長（上園秀人） これは通常点検において、老朽化や不具合、雨水の浸入等があったマンホールの蓋とか受枠を交換したものでございます。

その中でも、道路工事と一緒にやったほうが有利である面もあつたりしますので、一部、小江平通り線であるとか、そういったところについては道路工事と一緒にやっているのでも単価が違ったり、舗装までしないといけないところは単価が上がったりと、そういうような状況でございます。

○10番（下竹芳郎） ちなみにそのマンホールの管渠使用条件によって違うと思っただけですが、耐用年数っていうのはあるんですか。

○水道課参事（今給黎仁） 会計上の耐用年数でいけば、この管渠関係は全て50年ということになっております。

○8番（豊留榮子） 水洗の利用戸数なんですけどね、これもやっぱり水道と一緒に年々減ってきているということで、このままいったら、料金改定は避けることができないと先ほど水道課長も言われていたけれども、これはもう事業会計をしっかりとさせるためには、一般会計からの繰入れですね、これをきちっと考えるあれはないんでしょうか。

○水道課参事（今給黎仁） 下水道会計については当然、公営企業会計でありますので、受益者からの負担金に基づいて経営していくというのが原則であります。

しかしながら、どうしても下水道については多額の初期投資もありますし、それから汚泥に関する処理費用についても料金で賄えていないというところがありますので、今年度についても8,000万以上の補助金、基準外繰入れを一応いただいている状況でありますので、料金については、どうしてもその受益者、下水道を使用している方とされてない方の不公平さ、そこについては、やはり適正な形で公平にもっていくような形にせざるを得ないと思っておりますので、その辺についてはどうしても料金改定も含めてちょっと考えないといけないということにはなると思っておりますけれど、その上で、一般会計の繰入れについても、項目を決めて、補助をいただけるような形にと考えているところでございます。

○水道課長（上園秀人） 繰入れにつきましては、公営企業への基準内繰入れというのがござい

ますので、これにつきましては、今後もいただいでいくと思います。

基準外の繰入れ、今下水道事業は料金で賄っていないものですから、一般会計からの基準外の繰入れということで賄っているということで参事からもありましたけれども、ここについてもできるだけゼロにはしたいとは考えておりますけれども、料金改定をしていく上で、またお願いをしていく場合、公共用水域の保全という意味でしていく場合もあろうかと考えているところです。

○8番（豊留榮子） それぞれの担当課が一生懸命やられているのは分かるんですけども、市民のほうから見ると、もっと大きな目線でこの枕崎市全体をね、取りまとめていってくれるような、そういう方針って出ないのかなって、もう本当、一つ一つの項目で審査をしていくと、本当いろいろなことを思うんですね。もっと何か枕崎市全体でものを見て、もうちょっとおおらかにできないのかなと常々思うんですけども、これは私の勝手な見方かもしれないんですけども、一市民として見ると、下水道にこの地域はするので私たちも下水道のあれってということでみんなしていくわけですよ、水道にしても。でも、そこに当たらない方たちはまだそれではない環境でやっているわけですよ。

そうすると、今、言われましたけれども、利用料を上げるしかないというふうになってくるんだと思うんですけど。

やっぱりもっと大きな目で見えてですね、もっと全体で、各課で考えるんじゃないかって、そういう協議の会というのはあると思うんですけども、副市長、どうでしょうか、もっと大きな感覚で取りまとめたいただきたいなと思うんですが。

○副市長（本田親行） 一般行政における事務等につきましては、税で賄うということでございます。しかしながら、公営企業については、そのサービスの対価である使用料で賄うというのが原則でございます。

しかしながら、担当課のほうでも説明しておりますけれども、現状として、人口減少等に伴いまして、下水道事業をその使用料だけでは賄っておらず、一般会計からの繰入れについては、基準内の繰入れはもちろんのこと、基準外の繰入れも続けてきているというのが状況でございます。

しかしながら、下水道を使用されている方と使用されていない方、一方ではですね、そういった不公平という部分もございまして、これ以上、一般の法定外繰入れが膨れていくということも問題なので、使用料の見直しというのにも検討していかないといけないのが現状でございます。

ですので、市全体の環境の問題ということも考慮して、法定外繰入れを続けている現状でございます。

○2番（眞茅弘美） 先ほどもございました脱臭、脱水設備の件なんですけども、コロナ感染症の影響によりちょっと遅れも生じているっていうことでした。

今、市民の方からよく臭いがする、臭いがするって言われるんですけども、今こういう計画がされているということで、私たちもお話が市民の方にもできると思うんですけども、設備の完成、稼働はいつぐらいになりますか。分かっていたらお願いします。

○水道課長（上園秀人） 濃縮設備と脱臭設備については、4年度と5年度の事業でございます。

しかしながら、今、事業団と協定を結んだばかりですので、若干遅れる可能性がありますので、令和6年度に入ったあたりから9月半ばあたりまでかかるんだろうと考えているところです。

脱水機につきましては、汚泥費の削減を主な目的とするものですが、これについては、令和5年度事業と令和6年度事業で計画を今立てているところでございます。

これについては、補助金等の決定がまだされていないところでもございますし、これは令和7年度の半ばぐらいから稼働していくんじゃないかというふうな、結果的には令和7年度あたりが見えてくるんだろうというふうな考えているところです。

○委員長（沖園強） ほかにございせんか。——なければ1点だけ私のほうから。

令和3年度で年間汚水数量は示されているんですけど、単純にですよ、法定外繰入れは8,200万、それを割れば立方メートル当たり何円になるの。

○水道課参事（今給黎仁） 有水水量1立方メートル当たり57.6円です。

○委員長（沖園強） 当然、料金改定に向けて審議会等はあるわけですけど、今の社会情勢等々もごございますので、その辺は十分慎重に審議していただきたいということを御要望申し上げておきます。

ほかにありませんか。——ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

まず、認定事項第7号中、令和3年度枕崎市公共下水道事業剰余金処分計算書は、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○委員長（沖園強） 異議もありませんので、認定事項第7号の令和3年度枕崎市公共下水道事業剰余金処分計算書は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

さらにお諮りいたします。

認定事項第7号は、認定すべきものとするに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う者あり〕

○委員長（沖園強） 異議がありますので、挙手により採決いたします。

認定事項第7号は、認定すべきものとするに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（沖園強） 挙手多数であります。

よって、認定事項第7号は、認定すべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された案件の審査は全て終了いたしました。

なお、審査の結果については、9月30日の最終本会議において報告することになりますので、御承知おき願います。

お諮りいたします。

委員長報告については、委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○委員長（沖園強） 異議もありませんので、そのように決定いたしました。

なお、審査内容の詳細については後日配付されますので、委員長報告につきましては、申し合わせのとおり、簡潔な内容にしたいと思っておりますので、御承知おき願います。

以上で、決算特別委員会を閉会いたします。

午後3時37分 閉会